

令和4年第4回(9月)筑紫野市議会定例会
第3回決算審査特別委員会

○日 時

令和4年9月15日(木)午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(21名)

委員長	上村和男	副委員長	平嶋正一
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	鹿島康生
委員	赤司泰一	委員	下成正一
委員	高原良視	委員	阿部靖男
委員	西村和子	委員	原口政信
委員	白石卓也	委員	宮崎吉弘
委員	山本加奈子	委員	波多江祐介
委員	八尋一男	委員	城健二
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏		

○欠席委員(1名)

委員 大石泰

○傍聴議員(0名)

○出席説明員(32名)

総務部長	宗貞繁昭	財政課長	鶴川和宜
財政担当係長	尾形基貴	契約担当係長	権丈哲
財政担当主任	原田裕介	危機管理課長	中村昭治
生活安全・防犯担当係長	荒尾正	危機管理担当係長	森田健太郎
管財課長	永利俊美	管財担当係長	永田裕二
企画政策部長	桑野晋一	企画政策課長	中尾泰明
企画政策担当係長	齊田誠	人事課長	永田貴也

人事担当係長 中 村 淳 二
市民生活部長 杉 村 真 子
コミュニティ推進担当係長 原 田 典 忠
受付担当係長 河 野 桂 子
収納担当係長 小 椎 尾 公 憲
健康推進課長 安 樂 鉄 平
健康企画担当係長 毛 利 早 希
母子児童担当係長 森 田 薫
保育児童課長 嘉 村 千 穂

行政管理担当係長 吉 田 浩 隆
コミュニティ推進課長 谷 昌 義
市民課長 江 中 誠
収納課長 濱 崎 博 文
健康福祉部長 森 えつ子
健康推進課長補佐 山 田 真理子
子育て支援課長 岡 嶋 桐 子
子育て支援担当係長 佐 藤 武 朗
保育児童担当係長 末 吉 裕美子

○出席事務局職員（3名）

課 長 大久保 泰 輔
主 任 本 田 潤 平

係 長 栗 原 忠

開会 午前9時00分

○委員長（上村和男君） それでは、皆さんおはようございます。

時間になりましたので、第3回決算審査特別委員会を開会いたします。

今日と明日の2日間を充てて日程どおりになるかどうか分かりませんが、一般会計歳入歳出決算の審査、各課集中審査を行いますので、皆さんと集中した議論を行って、認定するものかどうか議論を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議題1、令和3年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定についてに入ります。

まず、集中審査日程についてであります。13日の委員会協議会において、集中審査対象課の抽出を行いましたので、それに基づき、お手元のほうに令和3年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算審査各部・課集中審査日程表（案）を作成し、お配りをしております。

審査日程は、審査日程表案のとおり、本日9月15日、9月16日及び9月20日の3日間とし、総務市民常任委員会所管分、文教福祉常任委員会所管分、建設環境常任委員会所管分の集中審査が終了した後、議員間討議を行い皆さんの御意見をいただいた上で、討論、採決を行いたいと思います。

日程（案）についての説明は以上ですが、何か質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、お諮りいたします。

令和3年度一般会計決算審査における集中審査日程は、お手元の日程表（案）のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。よって、令和3年度一般会計決算審査における集中審査日程は、お手元の日程表のとおりといたします。

それでは、集中審査に入りたいと思いますが、審査に入ります前に、執行部から自己紹介を兼ねた最初の御挨拶を、部長から紹介していただきましょうかね。

部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 改めまして、おはようございます。総務部の宗貞でございます。

令和3年度の一般会計決算認定に係る各課の集中審査、どうぞよろしくお願いいたします。私どもも、できるだけ簡潔な説明に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお

願います。

出席職員の紹介をさせていただきます。

財政課長の鶴川でございます。

- 財政課長（鶴川和宜君） 鶴川と申します。よろしく願います。
 - 総務部長（宗貞繁昭君） 財政課契約担当係長の権丈でございます。
 - 契約担当係長（権丈 哲君） 権丈と申します。よろしく願います。
 - 総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当係長の尾形でございます。
 - 財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしく願います。
 - 総務部長（宗貞繁昭君） 財政課財政担当の原田でございます。
 - 財政担当主任（原田裕介君） 原田と申します。よろしく願います。
 - 総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしく願います。
 - 委員長（上村和男君） では、審査に入りたいと思います。最初に、執行部から1項目ずつ御説明をいただいてから、委員から質疑をいただくという方法で行いたいと思います。
- それでは、決算剰余金の流れが分かる資料について、総務部財政課から始めていただきます。

課長。

- 財政課長（鶴川和宜君） それでは、決算審査資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。決算剰余金の流れが分かる資料についてでございます。

次の2ページに、資料のほうを掲載させていただいております。この資料につきましては、令和3年度における決算剰余金の流れをお示しした資料でございます。資料の上のほうに予算計上の原則と書いている部分を御覧いただきたいと思ひます。

予算計上の原則としまして、総計予算主義というものがござひます。これがどういふものかと申しますと、入りと出の差額を計上する、相殺するといふところではなく、収入の全てを歳入予算に計上し、支出の全てを歳出予算に計上しなければならないといふ原則でござひます。

このページの左側に枠囲みをしているものが二つあるかと思ひますが、その上段にござひます、少し色が濃くなっている枠の部分を御覧いただきたいと思ひます。

ここには、令和2年度の決算書338ページに掲載されている内容をそのまま転記しております。歳入総額から実質収支額まで記載をさせていただいておりますが、下から2番目に、翌年度へ繰り越すべき財源といふことで5,442万5,000円、そして、その下の実質収支

額につきましては9億8,033万4,000円となっております。これらが、令和3年度どうなったのかというところでございますが、その結果につきましては決算書の中に出てまいります。

この右側の太枠の部分でございますが、まず、歳入としまして、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、今年度の決算書の63ページに繰越明許費充当繰越金として5,442万5,000円、続く、実質収支額につきましては、同じく63ページに前年度繰越金として9億8,033万4,358円が円単位で計上をされております。

次に、歳出としまして、この右側に財政調整基金積立金が記載されているかと思えます。令和3年度に実施した財政調整基金への積立金約11億3,500万円のうち4億9,016万8,000円については、このページの右下に点線で囲っている部分があるかと思えますが、上から2行目あたりになりますけれども、剰余金、すなわち実質収支額の2分の1を下らない金額は、基金に積み立てるか、又は繰上償還の財源に充てなければならないと地方財政法に規定をされておりますので、令和3年度においては、前年度の実質収支の2分の1に相当する4億9,016万8,000円を財政調整基金に積み立てているところでございます。

最後に、参考としまして、実質収支の予算上の動きを、左下の枠囲みの部分に記載をさせていただきます。御覧いただきますように、令和2年度の決算剰余金につきましては、令和3年度の歳入予算の中で前年度繰越金として順次計上させていただいており、その合計につきましては9億8,033万4,000円でございます。

このように、令和2年度の実質収支額の全てを令和3年度の補正予算の財源として使用し、その結果が、令和3年度の決算書に出ているという流れとなっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（上村和男君） これで説明が終わりましたので、質疑のある委員は挙手をして、ぜひ私の指名を受けて発言をしていただくようお願いいたします。それでは、質疑のある方は挙手を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次の項目、歳入総額に対する基金積立額と実質収支額の合計の割合（過去10年分）について説明を願います。

課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 次に、資料の3ページでございます。歳入総額に対する基金積立額と実質収支額の合計の割合についてでございます。

過去10年間分ということで、表につきましては平成24年度から記載をさせていただいております。それぞれ歳入決算額、実質収支額、基金積立額を記載しておりますが、表の一番下の行で、歳入決算額に対する割合を書かせていただいております。

平成24年度は3.9%でしたが、次の25年度は3.5%となっております。上段の最後の平成28年度につきましては11.9%となっております。次に、下段に移りまして平成29年度からとなりますが、29年度は7.5%、次は4.8%となり、最後の令和3年度については10.1%となっている状況でございます。

説明については、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） ありがとうございます、資料。実はこれ、私がお願いしたのは、決算資料の実質収支の調書を見ておりましたら、この実質収支額と基金を足した額、3年度から4年度に繰り越す、4年度以降に繰り越すような金額なんですけれども、これが1割を超えていたので、これは大きな金額だなということで、10年間の資料をお願いしたわけなんですけれども、こうして資料を見ますと、当初、上段の上のほうに比べると、最近はその割合が高くなったというふうに感じるわけなんですけれども、これについて何か財政課のほうで御所見があったらお願いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） いろんな見方があるかと思いますがけれども、委員が今言われた分であれば、確かに収入の1割と今年度なっているところでございます。しかし、収入の何割であれば適切であるというような基準については、まずございません。

今年度につきましては、実質収支額、基金積立額ともに昨年度と比べると増加をしているところですが、実質収支額については、税収が収納率の向上などによりまして、補正後予算後の見込みよりも大きく上回っているということ。あと、基金積立額については、政策的な判断であります。次なる危機への備えとして確保しているというところでございます。

年によって事情が異なりますので、一概にこの計算式だけをもって、いい、悪い、というところではないのかなとは思っているんですが、参考までにこの計算式に当てはめまして、令和3年度の近隣市の状況を確認しましたけれども、おおむね他市においても同様の状況となっているところを確認しております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 10%に増えているので、端的に何ですかということですから、計算式まで言わなくてもいいですから、この分が繰越しに回っていますという「この決算の上での数字はこういうことです」と言っていただくとすぐ終わることなんで、お願いします。分かりますか。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時15分

再開 午前9時15分

○委員長（上村和男君） 再開します。

部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 実質収支、基金積立額が例年に比べて令和3年度は多いんじゃないかという御指摘だろうと思います。

令和3年度が特出して多いのは、コロナ対策については、国の財源をまず活用させていただいたということ。それから、地方交付税あるいは地方消費税交付金こういうふうな一般財源が増えたと、例年よりも増えたというところ。それから、事業については費用対効果あるいは効率的な事務執行、予算執行に努めてきたというところが主な原因だろうというふうに考えております。

今後とも黒字化の継続とともに、健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですね。

○副委員長（平嶋正一君） はい。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 後になってなんですが、平成28年度の11.9はどういうわけだったのか、ちょっと御説明いただけたら。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 28年度の状況でございます。この計算式でいくと実質収支額と基金積立額が多いというところでこの11.9になっておりますが、まず、実質収支がこの

とき18億ほど出ていますが、これにつきましては予算に対して税収が多かったこと、あと、地方消費税交付金についても多かったということと、あと、歳出側の要因でございますが、効率的な事務執行を行った結果であると考えていますが、不用額が多かったことであります。

次に、基金の積立額、約22億ほどございますが、例年に比べると確かに多うございますけれども、この28年度のときは税務署横の土地の売却を行っております。その売却の代金を基金に積み立てていることで、例年よりも多い状況となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君）　じゃあ、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君）　次に、事業成果一覧に記載の契約に関する落札金額と予定価格、事業者名と落札率の項目に移ります。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君）　次に、資料4ページでございます。事業成果一覧に記載の契約に関する落札金額と予定価格、事業者名と落札率についてでございます。

まずは、用語の説明からさせていただきたいと思いますが、契約額とは最終の契約金額でございます。次に、落札額とは当初の契約金額のことで、予定価格とは落札額を決定する基準として設定するいわゆる上限額でございます。そして、最後に最低制限価格でございますが、こちらはいわゆる下限額でございます。

なお、掲載している金額につきましては、全て消費税込みの金額となっております。

次に、契約事務の流れについてでございますが、御覧いただきますように、契約の起案から始まりまして、最後は支払いまで一連の事務の流れを記載させていただいております。

なお、この流れにつきましては、国や県においても同様の流れとなっております。

次に、5ページを御覧いただきたいと思いますと思いますが、対象につきましては契約額が1,000万円以上のものとなりますが、各表につきましては、左から、契約番号、契約名称、契約額、落札額、予定価格、最低制限価格、落札率などを掲載させていただいております。

表の左の上には工事の種別を記載しておりますが、5ページの土木工事から始まりまして、最後は12ページのその他専門工事まで一覧でお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（上村和男君）　それでは、説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願いま

す。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 何点かあるんですが、一つずつでよろしいでしょうか。

○財政課長（鶴川和宜君） お願いします。

○委員（辻本美恵子君） まず、6ページと7ページで、6ページの起工第36号、契約額が2,431万円、落札が2,574万円ですね。7ページの起工第22号、契約額が1,453万1,000円、落札が1,537万円。これはともに舗装工事ということと道路の改良なんです、落札よりも契約のほうが下がった理由について、ちょっと御説明いただきたい。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 下がった理由ということでございます。これは事前に、今回区画整課のほうになりますけれども、区画整理のほうに聞き取りを行っております。

理由としましては、まず、起工第36号のほうですけれども、地元協議により既設歩道の整備内容を変更し、歩道の舗装が減工になったことによる変更の減でございます。

次に、起工第22号でございます。こちら事前に聞き取りを行っておりますが、他工事との調整により筑紫原田線の舗装範囲を変更したことによる変更の減でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） まだ続きが辻本委員あると思いますので。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 11ページ、起工第405号、大行事橋の補修工事その2、最低制限価格と落札が同一価格なんです。それと、次の12ページ、起工74号、同じく大行事橋の補修工事で最低制限価格と落札額が同一なんです。この二つの工事の関連ですね、同じ橋に対して、起工74号のほうは令和3年の4月13日から10月29日、起工第405号のほうは令和3年12月24日から翌年の3月31日までになっているので、工事の関連と経過について、どうして二つの工事に分かれているのかという御説明をいただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、資料の11ページの起工第405号のほう、大行事橋の補修工事のほうから御説明しますが、この契約につきましてその主な内容は、転落防止柵の更新が主な内容でございます。

次に、12ページのほうになりますが、起工第74号でございますが、こちらは橋梁本体のクラック、ひび割れの補修が主な内容となっております。

内容については、工事の内容がそれぞれちょっと異なってまいりますが、なぜ二つなのかという御質問でございますけれども、それぞれ専門の業者に発注をしたというところで所管のほうから聞いております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） つまり、本体のほうの、橋梁本体のひび割れ補修をしてからでないと、転落防止柵の設置ができないということだったんですね。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 委員おっしゃるとおり、まずは橋梁の補修をさせていただいて、それが終わった後に、最終的に転落防止の更新をさせていただいたという流れでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 12ページの起工410号、八の隈跨道橋補修工事、これも最低制限価格と落札が同一で指名でやっているんですが、何者指名の入札であったのか最終的な決定の方法についてお知らせください。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） こちら起工第410号、八の隈につきましては、13社に指名をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） すみません、5ページのところの2行目のところです、21855。急傾斜地のところは、これは筑紫小学校のところではないかと思うんですけど、それとその二つ下かな、落札よりも契約金額が減っている、同じように減っているところがあるんですけど、今までこういう工事では地盤を調査したら緩かったからその対策で高くなったとかというふう聞くことはあったんですけど、こういう例で契約が減るといのはどういいう事情だったか教えてください。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前9時27分

再開 午前9時28分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） 会議を再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 変更の理由につきましては、詳しくは所管課のほうにはなるんですけども、うちのほうで把握している分でお答えさせていただきますと、結論からいくと交通誘導員の減に伴う減額ということです。

現場の状況というのが、私もちょっと見ているわけじゃないんですけども、安全のために進入路のところには交通誘導員さんを配置する、その分で効率的に配置できたのではないかと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） それでは、ほかありますよね。

田中委員。

○委員（田中 允君） 最低制限価格が定められておりますけどね、この最低制限価格よりもみんな高いわけですよ。その原因は何でしょうかね。落札額がね、落札と契約が。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長、答えられますか。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前9時29分

再開 午前9時30分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） 再開いたします。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 財政のほうとしては、最初にちょっと用語の説明のほうでも触れさせていただきましたが、最低制限価格がいわゆる下限額、そして、予定価格が上限額ということで、この間の入札であれば落札ということで取り扱いさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 俺が聞いているのはね、なぜ、このみんなが最低制限価格よりも高いのかと聞いています、落札数字が。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時33分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中委員、ないんですか。

○委員（田中 允君） 何を、今聞いたよ。

○委員長（上村和男君） 今言ったのは休み時間だったので、正式に会議を開いてあなたの質問をしていただくというふうになっているんです。

○委員（田中 允君） 質疑を今、正式な答弁、あれは。

○委員長（上村和男君） 再開していますので。休み時間の質疑は関係ないですよ、言っておきますけどね。

どうぞ、鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 最低制限より高いのはなぜかというところでございますけれども、まず、市のほうとしては、先ほどの繰り返しになりますけれども、最低制限これ以上、これより上で入れてくださいねということでしていますので、まず、その間であれば認めていると。

会社の、例えば利益であるとか、機械の保有状況であるとか、得意分野とか、様々あるかと思えますけれども、その入札された金額については、この価格だったら受注できると、落札に向けて業者さんのほうが積み上げられた結果であると考えております。その結果が上限と下限の間であれば、落札ということにさせていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですね。

○委員（田中 允君） はい。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、こういうふうになっていくね、要因というかな、例えば、県やったら電子入札でやっているよね、どこが入札したか分からないというか、そういう

形でやっていますよね、県の入札。電子入札と聞いております、私も直接見たわけじゃないですけど。そういうことで、何か入札の制度が、県あたりとか国の指導とかどのような形になっているのか、そこら辺りも含めてお願いします。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 今、電子入札についてのお話がありました。実際、例えば先ほど尋ねられた、国とか県のほうから「市のほうで電子入札にきなさいよ」とかそういう指導については、今のところあっておりません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員、答えているときにはいろいろ言わないでお願いします。

○委員（田中 允君） すみません。

○委員長（上村和男君） それで、挙手をしてもう1回質問してください。

田中委員。

○委員（田中 允君） だからね、県がそういうシステムでしていて、県の研究とか、県のほうは最低制限価格とどのようになっているのか、上限価格を取っているのかとかね、上限の要するに予定価格、上限というのは予定価格ですよ、最低制限価格、予定価格、制限価格、上のほうの上限価格を県あたりがどのような入札システムでやって、じゃあ、その結果はどうだったのかとか、そういう調査をされたことありますか。

○委員長（上村和男君） 端的にお答えください。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） まず、上限額、下限額とかを設定していることについては、県も同じ制度でございます。その結果を毎年検証しているのかと、うちの分と比較して検証しているのかというところにつきましては、それは行っておりません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですね。

田中委員。

○委員（田中 允君） だからそれを検証して、ぴしっと。それが、全部ほら最低制限価格が全部上なんよね、基本的に、おおむね。災害のときは見積りでやるから、100%というのはやむを得ないと思うけど、通常、指名競争入札においては、そういう最低制限価格に対して落札額が全部ほとんど上みたいなんですよ、1件1件見てないけども、ほとんど

ど上限を上回っていると思うんで、最低制限価格をね。

だから、そこら辺りを、県のシステムを研究して、県の場合はみんなこのように最低制限価格を上回っているのか、電子入札でしているけど上回っているのか、そういう精査をする必要があるんじゃないですかと僕は求めているんですよ。

鶴川課長。

○財政課長（鶴川和宜君） 現時点で調査のほうは行っていないところは事実でございますが、今、委員より御指摘いただきましたけれども、ちょっと改めて県の状況とうちの状況の違いとか、システムの違いについて、調査・研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に移りますが、集中審査の課が変わりますので、しばらく休憩します。入れ替わりの時間をお願いします。

しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前9時38分

再開 午前9時40分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部危機管理課の皆さんがおいでいただいておりますので、自己紹介だけさせていただきますかね、それで入りますので。どうぞ。

部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部、引き続きまして危機管理課から3件、所管課事務の説明をさせていただきます。

出席職員を紹介させていただきます。危機管理課課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 危機管理課生活安全・防犯担当係長の荒尾でございます。

○生活安全・防犯担当係長（荒尾 正君） 荒尾と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 危機管理課危機管理担当係長の森田でございます。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 森田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、防犯灯補助事業、内容、各行政区別状況について、執行部から説明を願ひます。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、防犯灯補助事業について、内容、各行政区別の状況について御説明させていただきます。

決算審査資料13ページを御覧ください。

防犯灯補助事業は、防犯灯設置等補助金交付規定に基づき、各自治会等が行う設置などに係る費用に対してと電気料に対して補助を行っているものでございます。

防犯灯設置補助の決算額773万1,483円、これは新設取替え、補修、移設に係る経費の3分の2を補助しているものでございます。防犯灯電灯費の補助につきましては、決算額1,535万1,161円、こちらのほうは電灯費の3分の2、ただし、LEDについては2分の1の補助を行っております。

決算額の合計は2,308万2,644円となっております。

令和3年度の防犯灯設置補助、電灯費補助の行政区別一覧を、14ページと15ページに添付しておりますので御確認をお願いいたします。

説明については以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手を願ひます。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 防犯の環境を向上させるためにこの事業されていると思うんですけど、令和3年度とかで、例えば夜間に犯罪が起きたりとか、また、その起きたところにきちんと防犯灯の設置がされているとかというような確認等はされているのかお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 犯罪の認知件数は警察のほうで毎年白書で発表しておりますので、市内の発生件数、認知件数については把握しておりますが、詳細な時間帯であったり、場所であったりというところまでは、市のほうに下りてきていない状況でございますので、今委員が御質問された内容については、確認が困難であるような状況でございます。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 防犯灯の新設取替えについては自治会別に合計が記載されておりますが、例えば、27番天拝坂自治会であったり、33番俗明院、その次、34番朝倉街道地区団地等々ですね、行政区によっては突出して数が多く取替えが行われています。これまでも、常任委員会でもお話があって「随時、取り替えていきます」というお話だったんですけども、この取替えの合計数と各自治体から新設なり取替えの要請があった場合は、これで全て対応した件数がこちらになるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 防犯灯の設置等に関わる補助につきましては、こちらのほうで、現在、既存の防犯灯、蛍光灯が多くございますが、そちらのほうの故障であったり破損であったり、使用に耐えない物についての更新を行うときに、LED化をお願いしております。そういう補助要件に合致するものに関しては、それぞれの自治会等から申請をいただいておりますので、審査の上、補助をさせていただいております。自治会からの要望については、全てこの中で対応させていただいております。

なお、自治会等の理由によって一斉に独自で更新される場合等もございますが、そちらのほうは先ほど説明したとおり、こちらの補助要件に合致しないものに関しては、自治会等での御負担をお願いしているような状況でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 分かりました。実は、実はといいますか、さっき「審査を行い」というお話の中で、例えば、もちろん故障して蛍光灯の機器が壊れればそのときにLEDが一番効率がいいと思うんですけども、自治体によっては、住民の方の声があって「故障してないけども随時LEDに変えてほしい」とかいう話を聞きます。聞くところが出てきたんですけども、例えば、ある行政区が市に対して、地元も負担するから、さっき言われた「故障してないけども随時今から変えていきたい」と言われた場合は、市としてそれは対応できるものになるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 繰り返しになりますが、破損、器具の使用に耐えない物の更新を補助の対象とさせていただいておりますので、自治会等の理由によつての更新については、基本的にはお断りさせていただいております。

申請については、自治会等が壊れているんだ、破損しているというような状況をもって

申請していただいているものというふうに私ども認識をしておりますので、その内容については、受付時に写真とかも添付していただいておりますので、そういったところを確認しながら、補助の手続を進めさせていただいております。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 最後になりますけども、実は令和2年度決算のときに、新設が58件、取替えが395件ということで、例年も変わらないんですね、件数が大体おおむね変わらない。逆に言うと、随時、市内各地取替えを行っているんだろうと思うんですけども、さっきのお話もありましたけども、犯罪防止であったりもしくは環境に対する皆さんの考え方の変化であったり、もしくは白熱灯の販売がなくなるという先を考えれば、先ほどの話だったら各行政区からの依頼はおおむね応えているというところでしょうけど、今後を考えていけばそういった観点ももっと幅広く持つべきかなというふうに思いますので、以上で終わりにしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今、波多江委員のほうからも御意見いただきましたが、こちらのほうでも様々な検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） それでは、次に移りたいと思います。

防犯カメラ整備事業、設置箇所、実績について、説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 次に、防犯カメラ整備事業について、設置箇所、実績について御説明をさせていただきます。

決算審査資料16ページを御覧ください。

決算額234万868円で、こちらのほうは、令和元年度設置のリース料及び3年に設置しております工事費等の合計になります。

表に記載しておりますが、平成25年度に9か所設置をし、令和元年度に同じく9か所の設置を行っております。令和3年度に新たに1か所、こちらのほうは県の補助事業を活用して設置をさせていただいているところがございます。それぞれの設置箇所につきましては、17ページに地図をつけておりますので参照していただきたいと思います。

また、令和3年度映像提供の依頼が警察のほうからあっている件数については12件、理由については、捜査事項に関わるため不明となっております。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手を願います。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） この防犯カメラというのは、犯人等の逮捕だとか犯罪防止に本当に必要なものと理解をしているんですが、管理の方法によっては、例えば監視カメラになって、個人情報とかプライバシーの侵害になるというおそれもあるかと思えます。そこで、この防犯カメラの管理、開設などで、ロムの貸出し等あると思うんですね。その場合の貸出し規定等があれば御説明ください。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず、市が設置しております防犯カメラにつきましては、目的とすれば犯罪を抑止する効果を狙ったものでございます。また、情報の提供につきましては、市のほうで管理の部分をきちんと規定しておりまして、刑事訴訟法であったり捜査機関からの情報提供を求められた場合に限ったり、あとは、市民などの生命、身体、財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと認められる場合についてのみ行っているような状況でございます。

現時点では、先ほど御説明した12件、全て警察等からの照会に基づく提供となっているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 管理については、行政は全くノータッチですか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 映像に関しては私どもが見ることはございません。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 映像を見なくて通常の管理はどんなにしてあるんですか。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 補修に関しましては私どものほうでさせていただいております。それは、器具が故障してないかどうかを点検したりする場合でございますので、特に今の時期であれば、落雷等があったときにパイロットランプを基盤に設置していますので、それがついてなければ動作不良を起こしているんだ、そういった中身で器具の点検等をして、必要であれば業者等の修理を行っているような状況です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 決算書の99ページになるんですけども、今回、単独工事費で1件上がってきています。それは理解できるんですけども、需用費、使用料及び賃借料というのは、今後設置していけばこちらはどんどん増えていくというふうに捉えていいのか、また、1か所当たり大体どれぐらいの金額が発生しているのかというのをまず1点と、防犯カメラにつきましては犯罪に対する抑止力を高めるということで、全てのこの防犯灯の箇所に、防犯灯と分かるようなステッカーだとか、そういうのはちゃんと設置してあるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） まず、決算書に記載しております機械の賃借料、リース料でございますが、これは令和元年度に設置しました9か所がリース事業で行っておりますので、こちらが5か年のリースということで令和6年度まで続く状況でございます。

1か月当たりが10万7,030円の月額リース料がかかっている状況で、その12か月分として128万4,360円が計上されている。今後設置を進めていく場合に、単独で行う場合であったりリースで行う場合であったり様々あるかと思いますが、現時点においてはこの令和元年に設置したリース料のみが継続されるというように見込んでいるものでございます。

また、市が設置しております防犯カメラについては、防犯カメラ設置というふうな表示をそれぞれの箇所についてきちんと明記させていただいております。

以上です。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、次の項目に移ります。

消費生活対策一般事務事業、内容と実績に移ります。説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 次に、消費生活対策一般事務事業について、内容、実績の説明をさせていただきます。

決算審査資料の18ページを御覧ください。

決算額は、654万5,472円でございます。過去の相談件数として、平成29年度から令和3年度分の件数を記載させていただいております。平成30年度に一旦は減少したものの、翌年、令和元年から増加傾向というふうになっているものでございます。

また、令和3年度の相談内容についても記載させていただいておりますが、主な相談の内容としては、店舗で購入した商品等に関するものを127件、訪問販売に関するもの109件、通信販売に関するもの243件となっているような状況でございます。

なお、その他として一番多い358件がございますが、これは上記の表の分類に区分できないものでございまして、架空請求があつてどうしたらいいのかとかいうような対象の問合せであったり、本来では消費生活相談では取扱いができない、購入前に「この業者大丈夫や」とかいうような問合せであったり、店舗とかいろんなところの接客態度に対するクレームを申し出られるケースなどがこの中に含まれているというような状況でございます。

説明については以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手を願います。いいですね、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、この項目は終わりますので、危機管理課はこれにて終わりです。お疲れでございました。

入れ替えのためしばらく休憩しますが、再開を10時5分にいたしますので、その間、休憩いたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時06分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、総務部管財課の項目になりますので、また説明をしてくれる職員の紹介をお願いいたします。そして始めていきたいと思えます。

部長。

○総務部長（宗貞繁昭君） 総務部、引き続き管財課から3件、資料に基づき説明させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

出席の職員でございますが、管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしく願いいたします。

○総務部長（宗貞繁昭君） 管財課管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 管財課管財担当係長の永田です。よろしく申し上げます。

○総務部長（宗貞繁昭君） よろしく申し上げます。

○委員長（上村和男君） それでは、各施設の電気料（過去2年分）について、説明をお願いいたします。

管財課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、資料20ページ、各施設の電気料（過去に2年分）でございます。

資料の表に記載しております高圧電力である37施設につきましては、令和2年度より電力供給に係る一般競争入札を行っているところでございます。

令和2年度の落札業者は丸紅新株式会社でございます。契約期間は令和2年12月1日から令和3年11月31日までとなっております。

令和3年度の落札業者につきましては、九州電力株式会社でございます。契約期間につきましては、令和3年12月1日から令和4年11月31日までとなっております。

電気料につきましては、令和2年度につきましては1億4,275万8,550円、令和3年度につきましては1億1,647万6,015円となっているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は手を挙げてお願いします。
山本委員。

○委員（山本加奈子君） 約2,600万円減少していてすごくいいことだと思うんですけども、これは先ほどおっしゃったように契約先が変わったことが要因なのか、またほかに何か要因があるのか。また、今後物価の動向で電気代が当面上昇する見込みというふうに今なっておりますけれども、その件についても見解をお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 管財課長。

○管財課長（永利俊美君） 令和2年度から令和3年度につきまして、大幅に電力料金が下がっております。要因といたしましては、やはり入札でございます。令和2年度から入札を始めているんですけども、入札の契約期間は12月からスタートしておりますので、それまで以前の分は前の九電さんの単価でしていたので、その分高い単価を以前は払っていたのでその分の差が今回は出ているところです。

もう1点は電気料ですが、急に上昇しております。やはり昨今、電力市場の悪化や電力等の供給の逼迫、ウクライナの情勢の影響など、様々な理由で電力の調達価格が悪化して電力使用料は上がっております。恐らくは今後も電力料金は上がっていくとは思いますが。

本市といたしましては、以前からお話ししておりますけども、本庁に関しては照明の点灯時間とか消灯時間、あと、トイレのウォシュレットの季節稼働とかそういったものを今もしているんですけども、さらなる細かい設定をして節電に努めていって、節電対策をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次の項目に移ります。

市営住宅使用料、収入未済件数と金額（過去4年）、理由、収納対策、入居率について説明を願います。

○委員長（上村和男君） 永利管財課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、資料21ページになります。

市営住宅使用料、収入未済件数と金額、理由、収納対策、入居率でございます。まず、収納未済件数と金額でございますが、こちらにつきましては表のとおりでございます。令和3年度におきましては、特に現年度分の徴収に注力を注ぎまして、その結果、収入未済件数及び現年度分の未収の未済金額ともありませんでした。

次に、収入未済の主な理由ですが、公営住宅につきましては、低所得者、住宅困窮者を対象としておりまして、住宅のセーフティーネットを担うことを目的としております。本市においても、高齢者をはじめとして就労が困難で収入の増加が見込めない人とか、収入が不安定な者の入居者が多く占めていることから、収入未済が発生しやすく、またその解消が難しいと、このように捉えているところでございます。

次に、収納対策でございます。口座の振替の推奨と合わせて、生活保護対象者は面談の上、原則保護費からの代理納付を行っているところでございます。令和3年度は現年度分の徴収及びきめ細かな滞納者対応を行うことを目的に、課全員で収納対策に当たりました。それぞれに担当住宅を割り振り、徴収事務を行い、これにより各住宅の滞納者対応に注力することが可能となり、電話での納付指導を行っております。

電話での連絡がとれない方に対しましては、戸別訪問等を行う等により納付の指導の強化を図ったところによって、現年度の収納率が100%となったところでございます。

また、随時納付相談を行いまして、生活困窮状況が著しい方につきましては、必要に応じて分納による納付とか生活福祉部門と連携を図りながら、生活改善の提示を行っている

ところでございます。

続きまして、資料22ページになります。

入居についてでございます。前年度から大きな変化はなく、ナンバー3の小石住宅、ナンバー4の栗木住宅、ナンバー9のあざみ住宅、この三つの住宅につきましては、老朽化により新規入居者の募集は行っておりません。また、空き家に状況に応じて、適宜入居者の募集を行っているところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

段下議員。

○委員（段下季一郎君） 現年度の収納率が100%ということは大変素晴らしいことだと思います。その上でなんですけども、家賃の計算とか滞納者リストをつくったりとか、督促状、催告書とか、何かいろんなそういう収納の請ける事務、行政のデジタル化ということ考えたときに、全国の自治体では公営住宅の管理システムを導入している自治体が増えていると思うんですけども、そういうのを導入してさらなる業務の効率化が図れると思うんですけども、その点いかがお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 徴収の事務の関係とか市営住宅の管理状況については、自前のほうで今管理をしているところでございます。今年度、令和4年度につきまして、住宅の管理システムを導入する予定でございますので、そのように進めているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 21ページの収納対策のところなんですけど、この生活保護対象者の天引きと書いてあるんですけど、これ天引きの率はどれぐらいなんですか。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） すみません、天引き率については把握しておりませんので、後で御回答という形でよろしいでしょうか。

○委員（坂口勝彦君） はい。じゃあ、生活に支障をきたさないぐらいの率というふうには

考えていいんですかね。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってくださいね。必要な数字は示してくださいね。これ決算ですから、終わったことだから調べれば分からないですか。ここに出さないと決算のしようがないという場合もありますからね。どれくらいあるかって聞かれて「分かりません」なら、あなたたちが管理しているわけではないかもしれないのでしばらく休憩しますから、尋ねることができるんでしたら尋ねてください。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時24分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○管財課長（永利俊美君） 先ほどの天引きのお話なんですけれども、まず、入居者の負担はございません。あくまでも入居者と福祉部門と連携を取りながら、収入状況とかを見ながら協議をして決めているところがございますので、負担はございません。

あと、市営住宅全体で天引きしている割合なんですけれども、約20%でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

横尾議員。

○委員（横尾秋洋君） 22ページの入居率のところなんですけど、以前は市営住宅って非常に議会でも関心があって盛んにいろいろと議論していたんですけれども、近年ちょっと市営住宅に関する関心が減ってきているのかなと思います。逆に言うと、市民の方からの市営住宅に入居したいという申出がスムーズにいつているのかなというふうに感じます。

例えば、私の近所の栗木でも、先ほど出ましたけど、12戸あって2戸しか入ってない。かなり老朽化が進んできている。これがますます進んでいったら、廃止にするという方向で考えるのか、それが終わったら、また入居率を上げるために建て替えをするという感じがあるのか。また、昨年1年間で、市営住宅への入居で大きなトラブルが発生したのか、してないのか、その辺の状況が分かれば教えてください。

○委員長（上村和男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） まず、栗木住宅につきましては、先ほど御説明したように、

木造建物でかなり老朽化が進んでいるところでございます。いずれにしましても、栗木住宅については用途廃止をする予定でございます。それに代わる建て替え等は未定でございます。

市営住宅の入居に関してトラブルが起きているかという点、近年トラブル等はございません。

入居者につきましても、随時、空き部屋が出ましたら、ある程度まとまった状態で募集をかけているところでございます。昨年におきましては、小川住宅が3戸空きましたので、4月に公募をかけました。募集が3件に対して受付が16件という形で、募集をかけると申込みはかなり多うございます。現在も募集については、ある程度空き部屋がまとまった時点で募集をかけているところでございます。

問合せについては、市営住宅は空いてないかなという問合せは多くあっております。ですので、あった場合は、県営の住宅だったり、当市が公募したときに募集をしてくださいという形で説明をしているところでございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、次の事項に移ります。

土地売払収入、内訳について説明をお願いします。

永利課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、資料23ページになります。土地の売払い収入の内訳でございます。

表のとおり、令和3年度におきましては、売払い件数5件、売払価格につきましては518万3,182円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は手を挙げてください。

段下議員。

○委員（段下季一郎君） 決算書の60ページ、財産の売払収入のところ、当初の予算額が1億8,818万3,000円となっているところが、実際の売払い額の今読み上げられたベースでは518万3,182円ということで、予算よりも売れた市の持っている土地というのが少なかったということかと思うんですけど、このずれにはどのような要因があるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永利課長。

○管財課長（永利俊美君） 予算につきましては、市のほうで売却可能なところを計上しております。実際に売れたところが今回は518万3,182円だったということになります。

○委員長（上村和男君） 予算に上げているというのは売れる見込みがあるので予算に計上しているんだから、何かの事情があつてこれくらい売れませんでしたというぐらいは説明してくれないと、歳入がこれだけ少なかったというのはそこに出ているので、土地の売払いがうまくいかなかったというような、予算を立てたときの計画がずさんだったんですかってなるので、説明してください、それは。

課長。

○管財課長（永利俊美君） 分かりました。すいません。予算上は売却が可能な土地を計上しております。実際、政策的な判断とか社会情勢等の関係で売れなかったところがございます。結果、今回は払下げとかの分で土地5件の売却を行ったということでございます。

○委員長（上村和男君） では、そういうことでございますので。

総務部管財課はお疲れさまでございました。入替えを行いますので、その間、ちょっと休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策部企画政策課がおいでですので、部長から一言何か言っていただいて、説明職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） 皆さん、お疲れさまでございます。企画政策部長の桑野でございます。

本日の決算集中審査で、企画政策部の企画政策課、人事課より御説明さしあげることとしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに、企画政策部企画政策課より御説明さしあげます職員が参っておりますので、御紹介いたします。

企画政策課課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 企画政策課企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、ふるさと応援寄附金の状況（謝礼品別件数、活用事例）について説明をお願いします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、ふるさと応援寄附金の状況等につきまして、御説明を申し上げます。

まず、資料の25ページ、1項目め、ふるさと応援寄附金に係る過去3年分の歳入歳出決算及び、国が推計した過去3年分のふるさと納税に係る寄附金控除額についてでございます。

（1）歳入決算でございます。右側に数字を記載しておりますが、令和元年度が1億5,044万1,935円、令和2年度が2億1,121万1,891円、そして、令和3年度が2億8,470万5,500円となっております。

次に、（2）歳出決算でございます。過去3年分を記載させていただいておりますが、令和元年度が6,864万8,976円、令和2年度が1億168万4,344円、そして令和3年度が1億4,605万5,674円となっており、寄附金の増に比例して歳出も増加しています。

次に、ページをめくっていただきまして26ページ目を御覧いただけますでしょうか。過去3年分のふるさと納税に係る寄附金控除額でございます。令和3年分の市民税控除額でございますが、こちらは2億2,212万7,795円、そして令和2年分が1億6,396万2,553円、そして令和元年分が1億2,087万4,831円となっているところでございます。

次に2項目め、謝礼品別の送付件数についてでございます。26ページから43ページにかけて、各謝礼品の送付状況を掲載しております。表を御覧いただければお分かりいただけるかと思いますが、だしパック、めんたいこ、梅の実ひじき、飲茶セット、餃子等の謝礼品が寄附者の皆様から多く選ばれています。

続きまして、ページが少し飛びますが、資料43ページ目を御覧いただけますでしょうか。3項目めの活用事例についてでございます。ふるさと応援寄附金としていただいた寄附の活用状況でございますが、過去、平成21年度にスパトリアスロン in 二日市温泉事業を実施した際に25万円を充当させていただいているところでございます。そして、少し間があきますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施いた

しました放課後児童クラブへの特別給付金支給事業に210万円を充当させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は手を挙げてお願いいたします。

阿部議員。

○委員（阿部靖男君） 寄附金控除が2億2,000万円なんですけども、本市の市民の方が市外に寄附された金額は幾らですか。

○委員長（上村和男君） いいですか。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど阿部議員から質疑のあった件については、後ほどお答えいただくということで、ほかにありませんか。

阿部議員。

○委員（阿部靖男君） 私の計算が間違っただけだと思うんですが、3年度は8,300万円ぐらい赤字が出ていると思うんですけども、これはどのように処理されるんですか、もし8,300万円であるならば。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 寄附金額から控除額を差し引きまして、これに歳出予算を加味すると赤字になるのではないかと、また、それをどのように処理をするのかという御質問かと思いますが、御質問の内容といたしましては、市の歳出予算全体の中でもろもろ調整を行った上で、不足する部分の財源につきましては一般財源で手当てをさせていただいています。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 阿部議員。

○委員（阿部靖男君） 黒字が出たときは創生振興基金のほうに入れます。そして赤字が

出たら一般会計から出すんですか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ふるさと応援寄附金でございますが、寄附をいただいた金額につきましては、基本的に寄附金額全額を一旦創生振興基金に入れさせていただくという運用をとらせていただいております。年度内での調整は行っておりません。

○委員長（上村和男君） 阿部議員。

○委員（阿部靖男君） 黒字のときは基金に入れているんだから、赤字になればその基金を取り崩して処理するのが一般的じゃないかと思うんですが、どうですか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ふるさと応援寄附金でございますが、あくまでも現在の運用でございますけれども、市として、当該年度にいただきました寄附金につきましては、それをそのまま歳出に充当するというのではなく、いただいた歳入全てを一旦創生振興基金のほうに入れています。そのため、現時点の運用では、年度内に過不足の調整を寄附金のほうで行ってはおおりません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 阿部議員。

○委員（阿部靖男君） 創生振興基金は3月末で13億4,000万円ぐらいの基金残高があると。そのうち、ふるさと寄附金の占める割合はどれくらいですか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 創生振興基金のうち、ふるさと応援寄附金が占める割合でございますが、約10億700万円でございます。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 申し訳ございません、私が数字を読み間違えておりました。約10億7,000万円でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。また、意見交換が最後にありますので、意見がある方はそこで議論していただければと思います。

前田議員。

○委員（前田倫宏君） 資料の25ページの2項目めの歳出決算についてなんですけれども、まず、需用費の宛名ラベルシートファイル等というところです。確かに件数は増えて増加するというのは何となくイメージは湧くんですけども、前年度と比べてみても費用の

ほうが高額になっているんじゃないかと思って、まずその要因についてが1点と、謝礼品の送料についてですね。こちらも前年度と比較して下がっているんですよ。件数は増えているのに下がっていて、ましてや、受付配送委託料、さとふる（中間事業者）委託料が高額になっていて、これは件数が増えたことによるのかなと思うんですけども、手数料で、ふるさとチョイス、楽天システム、ふるなび受付という3者が該当するのかなと思うんですが、謝礼費の送料と手数料のこの3者は何か関連があるのか。受付配送委託料は、さとふるさんの委託料は配送料含めての金額なのか、また、手数料の内訳が分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、需用費が増加しているのではないかとこのところでございますけれども、需用費で、ここに記載しております宛名ラベルシートであったり封筒であったり、もろもろ購入をさせていただいています。そのような事務用品につきましては、前年度からの在庫があるかないか等によりましても支出額が大きく異なってきますので、年間3万2,000件の寄附金の受付処理を行っていることを踏まえますと、30万円という需用費はおおむね妥当ではないかと考えているところでございます。

続きまして2点目、運搬料が寄附金額の増に対して減り過ぎているのではないかとこの御意見でございますけれども、こちらにつきましては、総務市民委員会の中でも様々取組をこれまで御説明申し上げてまいりましたが、さとふると応援寄附金の寄附の拡大のために、市のホームページ作成であったり、また、個々の謝礼品の配送業務であったりというものを、今回の資料で申し上げますと、25ページ、（2）の表の一番下側でございます、受付配送委託料の中に中間事業者委託料とございますけれども、配送業務そのものをこの中間業者に委託した経過がございます。そのため、少し件数が増えているのに運搬量が減っていたり、また、手数料はそんなに変わっていなかったりと様々出てきております。サイトの運営であったり運搬料などを中間事業者のほうに業務委託をして行うようになった関係で、数字に少しこれまでとの違いが出てきています。その点、御理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 手数料について、先ほども申し上げましたけど、さとふる、ふるさとチョイス、楽天システム、ふるなび受付、さとふるの4者へ委託のような形をとっているかと思

うんですけども、結局、寄附される方の需要がどこに集まっているのかを分析する必要があるのかと思います。その件数が分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 各サイトを通じた寄附の件数でございますが、まず、大きく五つのサイトを用いておりますので、サイト別に申し上げます。

まず、ふるさとチョイスでございますが、年間約600件でございます。次に、さとふるでございます。年間1万7,000件でございます。次に、楽天ふるさと納税は年間約6,900件でございます。次に、ふるなびでございます。こちらが年間約2,000件でございます。年度途中から始めましたさとプレミアムでございますが、こちらが約400件でございます。

おおよそのシェアにつきましては以上のような状況でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今の数字を聞いた上でのお尋ねなんですけども、手数料がかかってくる3者が今記載されていますけれども、ふるさとチョイスが600件とほかのところに比べて少ないのかなと思うんですけども、このふるさとチョイスの受付に料金はどれぐらいかかっているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ふるさとチョイスの手数料でございますが、寄附金額の5%でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 参考までに、そのほかの楽天システムさん、ふるなびさん、新しいさとプレミアムさん、さとふるさんも、分かれば併せて教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ふるさと応援寄附金のサイトごとの手数料につきまして、寄附をされる方がどのクレジットカードを使われるのかというカードのブランド等によっても変わってまいりますので、おおよそこの程度だという数字を申し上げたいと思います。

まず、楽天が9%でございます。ふるナビが10%でございます。ふるさとプレミアムが10%となっております。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 再開をいたします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ちなみに、厳密に手数料という形ではございませんけれども、さとふるに係る経費はおおよそ寄附金額の12%程度でございます。ただ、こちらについては、最初に申し上げましたが、寄附者が寄附をされる環境などによってパーセントが非常に異なってくる部分がございますので、その点だけ御留意をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それで、ふるさと寄附金の注文というんですか、よそから注文いただくとき、その窓口は一本化されているわけですか。どのような形で流れているのかですね。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ふるさと応援寄附金を受け付けする際の窓口でございますけれども、寄附をされる方は様々なウェブサイト、私はこのサイトを使って寄附をしたという方もいらっしゃる、直接窓口にお持ちになる方もいらっしゃいますので、現時点で窓口の一本化は行ってございません。ただ、様々な方に幅広く筑紫野市を寄附先として選んでいただけるように、筑紫野市としては、数多くの窓口を今後も運営していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 商品について例えば問合せがありますよね。そのときに商品の紹介とかあると思うんですけれども、それはインターネットで来るだけですか。電話とかいろいろあると思うんですけれども。そして、その振り分けですね。例えば、野菜はどこに振るとか、ここに振るとか、そういうのがあるわけですか。どこかが統括してやっているのか。振り分けというかな。楽天なら楽天から注文来る……。楽天というのはあくまでも決済カードだけでしょう。

○委員長（上村和男君） 質問の趣旨は分かりましたか。

しばらく休憩しますから聞いてみてください。分かってなくて答えてもしょうがない。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

○委員長（上村和男君） 会議を再開いたします。

田中委員の質疑に対し、答弁をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ただいまの御質問いただきました、寄附者の方に謝礼品を送るとき、その商品の振り分けなどはどうしているのかという点でございますけれども、現在の運用を申し上げますと、寄附者の方が寄附をする際に謝礼品を選択していただくということになっておりますが、寄附者の方がどの事業者が出品をしている、どの商品を謝礼品として求めるのかというところまでを、寄附者の方自らが選択できるウェブサイトを通じて寄附の受付を行っているという状況でございますので、どの事業者のどの商品というところにつきましては、もう寄附者の方が自ら選ばれたものを割り当てさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） すみません、今、もう注文が来た。そしたら、その商品の発送というのですか、今、発送の手当てとか、10%、12%かかりますよとかいろいろ言われましたけど、その発送のシステムというのですかね、それもどこの窓口でやっているのか。

発送の業務ですね。実際、荷造り、つくって送っていく窓口とか、そういうものの窓口はどのように。個々にやっているのか、それとも一括してまとめてやっているのか。それと併せて、このふるさと納税の売上げ、どっちが得とか損とかなくして、それは別に置いておいて、じゃあ、このふるさと納税に関して、この商品が地場産業にどの程度の、本当に生産者といいますか、地場産業に、販売店もありますけど、どのような効果を捉えてあるのか、それをお答え願いたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、謝礼品の配送についてでございます。寄附者の方がふるさと納税をされて謝礼品の申込みをされるという状況になりますが、謝礼金の申込みがあった段階で、受け付けをいたしましたウェブサイトのほうから、謝礼品の事業者のほうに、どこどこの方がどういう商品を求められているという連絡をさせていただいております。また、それと併せて、宅配業者の手配なども、ウェブサイト、そして中間業者のほうでさせていただいているというところでございます。そういう段取りは、そういう市が委託をしている事業者が行っておりますけれども、実際の梱包等の作業については、謝礼品を出品する事業者さんのほうで行っていただいているという状況でございます。

次に、2点目の、そもそもこのふるさと応援寄附金の制度が地場産業にどのように貢献をしているのかというところでございます。ふるさと応援寄附金につきましては、全国の皆さんから多額の寄附を頂き、その方々に謝礼品を送るという事業でございますけれども、現状、様々な謝礼品を市でも取扱いをしておりますが、そのうちの3分の2以上が地場業者さんの謝礼品という状況でございます。そのため、地場業者さんが製作する謝礼品、いわゆる市の特産品を広く全国の皆さんに発信して楽しんでいただくという点では、地場産業の振興に大きく寄与しているのではないかと、私どもとしては捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それじゃあ、いいですね。じゃあ、次の項目に。そうだね。調査に行ったやつがあるんだね。それじゃあ、阿部委員の宿題になっていた、保留されている質問について。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 冒頭、阿部委員から御質問いただきました、寄附金控除額の基になるそもそもの寄附金額でございます。令和3年の実績といたしましては

約4億6,000万円となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 阿部委員、よろしいですか。それじゃあ、次の項目に移ります。

生活交通対策事業、バス運行業務委託料、筑紫野線運行補助金、上西山線運行補助金の内容についての項目に移ります。じゃあ、説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、生活交通対策事業について説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、資料45ページ目を御覧いただけますでしょうか。

まず、ちくしのバス運行委託料の内容についてでございます。

概要でございます。平成15年に西鉄バス二日市より廃止申出のあった二日市線の一部、具体的には平等寺―山口間をちくしのバスとして運行を委託するというものでございます。

次に、2点目、令和3年度の委託料でございますが、委託料として1,121万8,967円を支出しているところでございます。

次に、3点目、運行委託の内容でございます。ちくしのバスでございますが、平等寺―山口の間を1日当たり5往復、計10便運行しているという状況でございます。

次に、4項目め、運行委託料の内訳でございます。運行経費が1,136万67円、運行収入が14万1,100円となっております。運行経費から運行収入を差し引きました1,121万8,967円を運行委託料として支出をしているというところでございます。

次に、5項目め、利用者数でございます。有料客、無料客合わせまして、合計で1,597人の方に御乗車をいただいたというものでございます。

次に、6点目、運行委託料及び利用者数の推移でございますが、こちらについては記載のとおりでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、46ページ目を御覧いただけますでしょうか。上西山線運行補助金の内容についてでございます。

まず、1項目め、概要でございますが、市内の赤字運行路線である上西山線の運行赤字を補填し、バス路線の維持存続を図るものでございます。山家地区、そして湯町などの二日市地区の計2か所を運行している路線となっているところでございます。

次に、2点目、令和3年度の補助金額でございます。2,035万5,000円を支出しているところでございます。

次に、3点目、上西山線の運行状況でございます。上から4行が上西山一浦の下と筑紫駅の間を移動を結ぶ山家地区、そして下2行が、西鉄二日市駅を起点とした循環線、いわゆる湯町循環となっております、平日を例に御説明申し上げますと、山家地区では24便、湯町循環は合計31便が運行されているという状況でございます。

次に、運行補助金の内訳でございます。運行経費として3,895万5,000円を要しており、運行収入が1,860万円であったという状況でございます。運行経費から運行収入を差し引きました2,035万5,000円を、運行補助金として支出をしているという状況でございます。

次に、5点目、利用者数でございます。山家地区につきましては3万5,715人、二日市地区につきましては8万8,470人、合計で12万4,185人の方に御乗車をいただいているという状況でございます。

次に、6の運行補助金及び利用者数の推移につきましては、こちらも記載のとおりとなっております。

次に、ページをめくっていただきまして、47ページ目でございます。筑紫野線運行補助金の内容でございます。

概要でございますが、市内の赤字運行路線である筑紫野線の運行赤字を補填し、バス路線の維持存続を図るものとなっております。西鉄筑紫駅やJR原田駅など、筑紫地区を運行している路線となっているところでございます。

次に、2点目、令和3年度の補助金額でございますが、812万8,000円となっているところでございます。

次に、3点目、筑紫野線の運行状況でございます。筑紫野線につきましては、筑紫駅を起点に原田、美しが丘、光が丘などを循環する路線となっております、経由地ごとに細かく記載をさせていただいておりますが、平日は15便、土日、祝日は14便が運行されている路線となっているところでございます。

次に、4点目、運行補助金の内訳でございます。運行経費が1,558万1,000円、運行収入が745万3,000円となっております、運行経費から運行収入を差し引いた812万8,000円を補助金として支出をしているというところでございます。

5点目、利用者数につきましては、5万3,187人となっております。

そして、6点目、運行補助金額及び利用者数の推移につきましては記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ちくしのバスの委託料と上西山線、筑紫野線の運行補助金を単純に利用者数で割ったら、ちくしのバスは1人当たり7,025円、上西山線は164円、筑紫野線は158円ぐらいになります。ちなみにコミュニティバスが737円で、御笠自治会バスは1,010円、カミーリヤバスが1,545円で、全部の委託料、補助金を合わせると約1億円ほどかかっています。1人当たりが一番高額になっているちくしのバスは、地域住民の皆さんにとっては大変必要なものであります。ただ、例えば、御笠自治会バスは約1,000万円です。約1万人の方が利用されていますので、ちくしのバスも平等寺から山口間も含めてもう少し幅広くカバーができる地域公共交通があれば、費用対効果も利便性も上がるのではないかとこのように考えます。いろいろ問題はあるとは思いますが、その辺を含めて市の考えをお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ちくしのバスをより効果的に運行する方策などを検討する時期に来ているのではないかとこのように趣旨の御質問かと思いますが、委員仰せのとおり、やはり公共交通というのは、より多くの方に御利用いただくことが大切な路線だということに考えておりますので、市としても、利用者の皆さんの利便性向上につながり、より乗客が増えるような方策は当然取ってまいりたいということに考えているところでございます。

ただ、一方で、現在このちくしのバスが運行されている路線につきましては、既に西鉄が走っている路線でもございますし、ルートの一本道でありまして、例えば御笠自治会バスのときのようにきめ細かな運行形態を取ったりであったり、目的地の切り分けであったり、なかなかいろいろなアイデアを出しにくい地域ということも事実でございますので、今の御意見をしっかり受け止めながら、市としても継続的に、やはり現状よりもよりよくなる公共交通というのは何かという課題を持ちながら、しっかり取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。なければ。

平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） ちくしのバスの件で1点お尋ねですけれども、ここの運行委

託料が1,100万円ほどになっておりますけれども、御存じのようにちくしのバスは、平成31年までは、吉木一袖須原間を同じような形態で運行しとったんですけれども、このときは二つの路線で、1,100万円、同じような金額だったんですね。そうすると、この半額ぐらいは普通考えるんですけれども、片一方がなくなったら、同じ金額がずっと続いているというのがちょっと違和感を感じるんですけど、それはどんなふうにお考えですか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ちくしのバスは、以前、御笠地域を運行していたときの委託料を踏まえると、若干割高ではないかという御質問かと思えます。確かに御笠地域を含めてちくしのバス2路線走っていた時代が、おおよそ委託料が1,500万円弱程度であったかと記憶しておりますので、それを踏まえますと、割高ではないかというところは私も認識しております。

ただ、実際にこの路線を運行しております西鉄とも様々な協議はさせていただいているんですけれども、この平等寺―山口間の運行を継続するためには、ちょっとこの経費以上、現状、落とすことができないというところで議論が膠着をしている状況でございますので、当然、市として現状をよしと捉えているわけではございませんけれども、なかなか協議が難しい状況でもございますので、引き続き粘り強く、交通事業者とも協議を重ね、先ほどの山本委員の御質問にもつながりますが、公共交通全体がよりよい方向に進むよう、取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですね。それでは、次の事項に移ります。

コミュニティバス等運行事業、運行業務委託料の内容、利用者の推移について、説明を願います。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、コミュニティバス等運行事業につきまして御説明を申し上げます。資料は49ページ目を御覧いただけますでしょうか。

まず、別紙1、コミュニティバス運行委託料の内容についてでございます。

まず、概要でございますが、公共施設、医療機関、商業施設との間を結ぶコミュニティバスつくし号を運行するものでございます。

2点目、令和3年度の運行委託料でございます。1,513万4,860円を支出しているという状況でございます。

次に、3点目、コミュニティバスつくし号の運行状況でございます。運行区間として、カミーリヤを出発し、市役所、JR二日市駅などを経由してカミーリヤに戻るというルートとなっておりますが、1日当たり9便を運行しているという状況でございます。

次に、4点目、運行委託料の内訳でございます。運行経費といたしまして1,798万2,160円を要しており、それに対して、運行収入が284万7,300円となっておりますので、運行経費から運行収入を差し引きました1,513万4,860円を委託料として支出をしているという状況でございます。

次に、5点目、利用者数でございます。大人、子ども、小学生未満、障がい者、合わせて、合計で2万526人の方に御乗車をいただいたというものでございます。

次に、6点目の運行委託料及び利用者数の推移につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、50ページ目、別紙の2、御笠自治会バス運行委託料の内容についてでございます。

まず、概要でございますが、御笠地域において、高台に立地する団地や山間部の集落における交通手段を確保するため、地域コミュニティとの協働により、御笠自治会バスを運行するものでございます。

次に、2点目、令和3年度運行委託料でございます。委託料として974万355円を支出したというものでございます。

次に、3点目でございます。御笠自治会バスの運行状況でございます。柚須原とカミーリヤの間を結ぶ宝満川東ルート、そして、ゴルフ場団地とカミーリヤの間を結ぶ宝満川西ルートを運行しておりまして、宝満川東ルートにつきましては、平日であれば13便、そして宝満川西ルートについては8便を運行しているという状況でございます。

次に、4点目、運行委託料の内訳でございます。運行経費として1,074万8,155円を要しておりまして、対する運行収入が100万7,800円であったという状況でございます。運行経費から運行収入を差し引いた974万355円を委託料として支出をしているという状況でございます。

次に、5点目、利用者数でございます。宝満川東ルートが4,635人、宝満川西ルートが5,001人となっております、合計で9,636人の皆様に御利用をいただいたところでございます。

6点目の運行委託料及び利用者数の推移につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手をしてお願いをいたします。ありませんか。
平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 1点ですけれども、この御笠自治会バスがカミーリヤに運んだ人数というのはわかりますか。なぜかという、カミーリヤのバスが、御笠ルートが、この御笠自治会バスが運行されたので1ルート減りましたという説明がずっとあっているんですけども、向こうでは、だから、その分が人数として出てこないんですよね。ですので、この御笠自治会バスがカミーリヤまで運んだお客さんの数をお願いします。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） カミーリヤまで運んだ乗車人員ということでございます。そのため、御笠自治会バスの宝満川東ルート、西ルート、それぞれを利用して、カミーリヤで下車された方の人数を申し上げたいと思います。

まず、宝満川東ルートでございます。昨年度1年間で852人の方がカミーリヤで下車をされているという状況でございます。続きまして、宝満川西ルートでございます。こちらも昨年度1年間で927人の方が下車をされたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかはありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） それぞれなんですけれども、令和元年度に比較すると、2年がちょっと下がり、少し3年度が上がっているようなんですけれども、これはやっぱりコロナの影響というふうに見ているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 利用者数は減少傾向であり、恐らくコロナウイルス感染症の影響ではないかという御質問かと思いますが、私どもも、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きいものというふうに捉えております。市のコミュニティバス、御笠自治会バスもちろんでございますが、全国的にもJR、そして西鉄などを含めまして、公共交通については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、利用者が低迷をしているという状況が続いておりますので、本市においても同様の現象が起きているのではないかと捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかはありませんか。

それでは、企画政策課の項目は以上で終わりですので、お疲れでございました。

課を入れ替えるため、25分まで休みますので、休憩いたします。どうもお疲れでした。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策部人事課の項目に移ります。

桑野部長、説明をしてくれる職員の紹介をお願いして、始めたいと思います。

桑野部長。

○企画政策部長（桑野晋一君） 引き続き、企画政策部より、決算審査の内容について御説明差し上げます職員を御紹介いたします。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） 人事課行政管理担当係長の吉田でございます。

○行政管理担当係長（吉田浩隆君） 吉田です。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） 続いて、人事課人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（桑野晋一君） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、休職者数及び男女別育児休業取得者数の状況について、説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、資料の54ページでございます。休職者と育児休業取得者の状況を過去5年分表記させていただいております。

まず、休職者でございますが、人数と、括弧内に精神疾患による休職者の数を内数で表記させていただいております。平成29年度は、休職者16名中14名が精神疾患、平成30年度は11名中9名、令和元年度は10名中9名、令和2年度につきましては、12名中11名、令和3年度については、12名中10名が精神疾患であったという状況でございます。また、この令和3年度の精神疾患10名でございますが、令和2年度以前から継続しての休職者が4名

おります。令和2年度中に新たに休職となった職員が6名でございます。

次に、精神疾患による休職につきましては、仕事に対する自分自身のこだわりや、能力と仕事内容のギャップ、あるいは精神的なもの、家庭内における問題、人間関係など、複合的な要因で休職になっているケースが多いと考えておるところでございます。

次に、育児休業取得者でございます。人数と、括弧内に男性職員の取得者の数を内数で表記させていただいております。平成29年度は27名で男性が1名、平成30年度は31名中1名が男性です。令和元年度は31名のうち1名が男性、令和2年度は39名中3名が男性、令和3年度については52名中10名が男性職員だったという状況でございます。また、この男性職員の育児休業の取得目標でございますが、特定事業主行動計画において設定しております目標13%以上に対し、令和3年度の取得率については55.6%でございます、目標は達成しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いをいたします。

波多江委員が早かったので、波多江委員から。

○委員（波多江祐介君） 休職者についてちょっと状況をお聞きしたいんですけども、さっき令和2年以前からの継続4名、令和3年から6名ということでお話がありましたけども、もう少しちょっと具体的に状況を聞きたいんですけども。例えば、この休職の方が、私たちもその調べようがなく、例えば、近隣市の中でうちの市の状況がどうなのか、そういった他市の状況を知っていらっしゃるのか。それから、休職をされて、復帰をされて、また休職をされてというふうに繰り返されてある方がいるのかいないのか。初めて休職をされて、復帰され、いろんなケアをされて復帰されている方もいらっしゃると思うし、そういった、ちょっと事情を、もう少しここに書いていないことで分かることを教えていただきたいと思えます。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、他市の状況でございますが、詳細にどこどこ市が何人とかというところの把握はしておりませんが、一般的に言われるところとして、これは公務員に限らずでございますが、民間企業を含めて、職員数の大体2%から3%程度、そういう精神疾患というのを、休職をせざるを得ない方がいらっしゃるとかいうところは一般的に言われておるところでございますので、当市においても、約470名の職員のうち10

名前後というところがございますので、一般的な率というところで、一般的な割合というところで、やっぱり休職をせざるを得ない状況になる職員が存在しているというところなのかなと考えているところがございます。

また、個別の具体的な職員の状況でございますが、これはもう職員によってまちまちでございます。繰り返す職員がいるかというところがございますが、多くはございませんけれども、やはり一度、精神疾患を患ってしまって、復帰はしたものの、やはり、再度休まざるを得なくなったというような状況に陥る職員というのは存在しております。ただ、それが、その原因として、やはり潜在的に持っている特性によるものなのかどうなのかというところまでについては、主治医の方とも面談をさせていただきながら、配慮できる部分があるのかどうかというところについては、個別の対応というところで、一人一人対応している状況でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 分かりました。ちょっと具体的な数字は、もちろん難しいとか、把握されていないところがあるかと思うんですけども、例えば対応として、今度お聞きしたいんですけども。新しくそういった休職される方もいらっしゃると思うんですけど、例えば、その方の状況、先ほど、一般的にはということで、2%から3%で、本市においてもそういう状況かと思うんですけども。例えば、年齢であったりとか、部署が代わられたときであったり、もしくは任せられている業務、役割であったりとか、そういったのを人事課としては、休職される方の状況によって、例えば、研修内容を変えるとか。具体的に言いますと、職員の中で、ずっといろんな研修が行われておると思うんですけども、例えば、こういったときに多いのであれば、例えば役職、その部署に行かれたときに、そういった研修とか、そうならない、個人的ないろんな状況はあると思うんですけども、そういう休職をされることを分析された上での取組というのは考えていらっしゃるんですか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、私どもの取組といたしまして、休職に至らないための取組というか、研修を積極的に行っていきたいというところでき取り組ませていただいております。具体的にメンタルヘルス研修といたしまして、セルフケアと言われる部分です。自分自身で、精神的、体調的な部分での異変を感じたときに、どういうことが取り組めるのか、どういうところを頼ればいいのかというところ、あるいはそのストレスの解消法だと

か、そういったところを個別に、個別というか、研修のメニューとして必ず受講してもらうような形で取組のほうは昨年度させていただいております。全職員一律で受講してくれということで、受講していただいたということです。このような取組は継続して行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほか、ありませんか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これはもう来年度からでいいんですけど、この育児休業取得者については、女性と男性で分けて、この特定事業主行動計画のホームページに載っているような形で資料を出していただければと思うのが、まず1点目と。

あと、先ほど目標で、男性職員の育児休業取得率、これは事業主行動計画で13%以上とするということで、実際、対象者数が令和3年度は18人、取得者数が10名、取得率が55.6%ということだったと思うんですけども。計画以上ということは大変すばらしいことだと思うので、今後も続けていただきたいと思うんですけども、その取得の日数ですね。日数が、平成29年度は96日とかだったんですけど、令和元年度は29日、令和3年度は66日ということで、結構変動がありますので、この点についてどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 男性の育児休業の取得日数についてでございますが、育児休業を取る職員については、経済的な部分、業務的な部分もちろんそうでございますが、それぞれの事情が出てくるものだというふうに考えております。業務的な部分で、仕事を抱えながら休業した場合は、別の職員に言ってお願いすることも出てくるということで、担当業務との兼ね合いとかいうところで、この時期にどれくらいだったら取れるのだろうかというのは、個別の職場事情というところが一定関係してくるのかなというところなんです。その中で積極的に取れるような、それぞれの家庭の事情に合わせて取れるような職場のフォロー体制というところについては今後も取り組んでいきたいなと思っております。

また、制度的な面で言えば、経済的な部分ですが、育児休業は市からの給与は無給になりますので、育児休業手当金というのが別に共済組合のほうから支給されることにはなるんですが、全額保証されるものではございませんので、一定収入面で減額されてしまうということもございますので、個々の家庭の事情、それから職場の事情というところも総合

的に踏まえたところで、各職員が取得可能な期間を、取りたい期間というところで申出を
してもらおうというふうなところで進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 段下委員の最初の指摘について御回答がなかったので、重ねてお
尋ねしたいんですけど、この育児休業のところの表記の仕方が、例えば、令和3年度であ
ると、52のうち（10）で男性を表しているというのは、男女平等の視点から、共に育児に
関わるという、対等に関わるという視点からすると、ちょっとまずいんじゃないかと思う
んですね。総数が52で、女性が何人、男性が何人というふうに書いていただかないと、何
か当然女性が担うものだけど、そのうち男性が10人みたくに見えるので、そんなふうに表示
をしていただくよう到来年からお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長、お気づきいただいたでしょうか。何を聞かれているかね。
課長。

○人事課長（永田貴也君） 今御指摘いただきましたとおり、来年度以降、今後につきま
しては、男性が何名、女性が何名という形での表記に改めさせていただきたいと思いま
す。
以上です。

○委員長（上村和男君） ほか、ありませんね。なければ、次の項目に移ります。

職員の時間外勤務手当及び時間（上位20人）について、説明を願います。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、資料のほう、55ページでございます。

職員の時間外勤務手当及び時間外勤務の状況（上位20名）でございます。

左側の表が時間外勤務手当の状況でございます。金額を上位20名表記させていただいて
おります。

続いて、右側の表が、時間外勤務の時間数の上位20名を表記させていただいております。
職員名については、それぞれアルファベット表記、それから片仮名表記というところで記
載させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

田中委員。

○委員（田中 允君） 前も事前に言っていましたけどね、この業務の内容ですね。428万円というか、150時間近い残業って、大体何をしているんだろうかと思うんですね。コロナもありましたから、そういう関連もあるのかもしれませんが、どういう課がどういう残業をしているのか。そして、ワークシェアはできないのかですね。そこら辺りについて。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 令和3年度のこの時間外勤務の状況でございますが、時間外勤務手当の金額、それから勤務時間、それぞれ上位に共通して言えることではございますが、まず、どのような業務に当たった職員かというところにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種業務を担当した職員が、軒並みちょっと時間外勤務が多くなっている状況でございます。

要因といたしまして、やはり国からのワクチン接種に関する情報提供が遅れて来てしまったというところで、短期間で準備をせざるを得なかったというところ。それから、それに加えて、度重なる国の方針変更、例えば高齢者接種を7月までに終わらせるようにだとか、小児接種、それから3回目の接種をどうするとか、そういったところが、国の方向性がなかなか定まらずに、全てにおいて短期間で準備をせざるを得なかったというところでございます。

それから、あとワクチン接種の会場の時間設定という、日程の設定といえますか、というところにつきましても、平日の夜間、それから土日を中心に接種を行うような形で、市民の方ができるだけ接種しやすいようにという配慮を行った上で行っておりましたので、どうしても時間外勤務が発生してしまったという状況でございます。

これに対する市の担当職員の応援体制というところについても、必要に応じて手配をしながら、例えば、ワクチンの接種会場には所管課の職員が2名入るけれども、それ以外の課の職員が応援として3名入る。それから、平日の時間外につきましても、事務作業について、具体的には、個人ごとの市民の方々のワクチンの接種情報をシステムに入力しなければならないという業務がございまして、こういったものにつきましても、5時までで勤務が終わったら、職員がカミーリヤのほうに出向きまして応援に当たったというようなことも継続して行っておりますので、ワークシェアと今おっしゃいましたけれども、市の応援体制としては、所管課の意見を聞きながら、どういう応援が手配できるのかというところについて、全庁的な取組として体制を構築させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ありますか。

波多江委員。

○委員（波多江祐介君） よければ、今、田中委員の質問で回答があったんですけど、去年から、あまりにもこう突出しているのであれば、特徴的なことを、やっぱり説明を最初にいただければと思いますし。もう一つ、これは時間外勤務手当の話なので、さっき、応援体制とか、いろんな全庁的に取り組んだんで、そういったカバーをしていましたということなんですけども、結果的には、Aの職員の方、Bの職員の方と個別にあるんですけど、負担はあったのは事実なんですね。そう考えたときに、じゃあ、これは課長級以下の方だろうと思うんですけど、課長以上の方の時間外勤務手当が発生しない方の、これはさっきの繰り返しなんですけど、これは勤務手当のことなんですけど、その勤務自体のことも把握されていらっしゃるんですか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 課長級以上職員の勤務時間の管理がどうなっているかというところの御質問だと思いますが、職員全員が操作できる出退勤管理システムというものがございまして、出勤時には出勤の打刻をシステム上、行って、退勤時には退勤の打刻を行うということになりますので、一人一人の勤務時間というか、出勤時間、退勤時間というのは管理ができています。というところで、管理職に就いて、時間外勤務手当が発生しない職員の勤務時間というところについても、そのシステムを通じて把握ができています。

○委員長（上村和男君） じゃあ、次の項目も関連している項目だと思いますので、質疑のある人は、もうちょっと、次でも構いませんので、次の項目に移ります。

残業時間月額60時間以上、各課別、個人別一覧について説明をお願いします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、56ページでございます。残業時間、月間60時間以上の各課別、個人別の一覧でございます。

表の左端、縦列に課の名称及びその課の中での時間外勤務の対象者の職員の人数を表記させていただいております。そして、表の一番上、横列について、個人をアルファベットでAからNという形で表記をさせていただいております。

課名が一番上の人事課を例に御説明をさせていただきますが、時間外勤務の対象となる

職員が7名おります。そのうち、月60時間以上の時間外勤務をした職員は、Aという職員、Bという職員、Cという職員の3名で、Aについては12か月中2月、Bについては12か月中2月、Cという職員については12か月中1月あったという形で御覧いただければと思います。したがって、残りの4人の職員については、時間外勤務が60時間になったという月はなかったということになります。

以下、同様に御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 先ほどもおっしゃったように、これを見ると、やっぱり健康推進課が15人中、10の方が、かなり多く、60時間以上されているという状況で、健康推進課のAの人はほぼ1年中というか、12か月ずっと60時間残業されていることということで、本当にコロナ関連でもう感謝しかないんですけども。ただ、今、この事業主行動計画とかを見ると、そういう残業が多い方は、ヒアリング等を行うとか、産業医の面談を要請するとかありますけど、この忙しい中でそういう状況がこの方が持てたのかなとちょっと心配になるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 特に昨年度におきましては、健康推進課の職員については、私どもとしても特に注意を払いながら、健康状態、精神面も含めてどうあるのかということについては注視をしていたところでございます。そういった中で、産業医の面談、あるいは体調確認というのは、産業医の面談にかかわらず、個別に話を聞いたりとかいうところのヒアリングを行いながら進めさせていただいたところでございます。一定その負担をかけざるを得なかったというか、かけてしまった実情、現状というのはございますけれども、それぞれの職員がこの事業については責任を持ってやらないといけないというところでの使命感を持った中で取り組んでいただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 本当に山本委員がおっしゃったように、激務を耐えていただいて、感謝したいんですけど。過労死ラインがたしか1月に80時間だったと思うんですけど、80時間を超える方が延べ何か月あったのかということ。それと、健康推進課だけでなく、税務課のところは、全員の方が60時間を超える月があるという状況だと思うんですけど。

れど、実際、どういうことでこういう状況になるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目の80時間を超える時間外勤務を行った職員の延べ時間数、延べ回数については、申し訳ございません、ただいまちょっと手持ちで資料を持っておりませんので、後ほど御回答させていただくということによろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 月80時間を超えた職員がいるということですか。

○人事課長（永田貴也君） いるか、いないかといえば、おります。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） すみません、ちょっと確認なのですが、月の最大時間というところでよろしいでしょうか。1月当たりの最大の時間外勤務の時間数については、月に、今回、昨年度においては180時間行った職員がおります。これについては、平日の夜間ということだけではございませんで、土日のワクチン接種の会場に入ったりとか、ワクチン会場に入ったということも含めてでございますので、そこを土日の出勤分も合わせてというところでございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 休日、土日とか祭日とかは、半日以上勤務すると代休が取れるシステムになっていると思うんですけど、それは一切取れなかったというふうに考えていいのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 土日勤務した場合は、おっしゃるとおり、代休、振替休日というのが取得するようになっております。100%、その振替休日が取得できたかという、取れていないこともございますが、全く取れていないということではございません。基本的には振替休日は取得するようになるところで進めておりますので、原則取得をするところでございますが、振替休日の取得については、実際に土日勤務した後、8週間以内にとるという必要がございますので、その期間に取れなかったということが発生しております。一部発生しているという状況でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 西村委員との関連なんですけども、過労死の労災認定基準は、1か月、単月で100時間、2か月から6か月で1か月あたりおおむね時間外が80時間というのが、時間外休日労働が過労死ラインだと思うんですけども、来年度からでいいので資

料を、そういう過労死ラインを超えている方というのが分かるような資料にさせていただきたいというのがまず1点目です。

実際、時間外、この表でいくと、月60時間以上ということで表が出てきているんですけども、さっき言われた、いわゆる過労死ラインを超えている方というのは、やっぱり精神障がいが発症する可能性が高まるとされている基準だと思しますので、もし、このラインを超えている方で精神障がいが発症した方がいるのかということがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目のほうの過労死ラインを超えている職員がいるのかということについては、今後、資料のほうを来年度以降改めさせていただきたいと思えます。また、実際に、じゃあ、その80時間を超えている職員で精神疾患を発症した職員がいるかという御質問でございますが、これにつきましては、その時間外勤務が多くなったことによって精神疾患を発症してしまったという事例は現状ございませんというところでございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと待って。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっと確認なんですけど、先ほどから言われています、その残業、勤怠の入力で残業時間が明らかになるわけですけど、その後、産業医につなぐという話がありましたけど、その部で、部署長さんあたりがやっぱりその時間で表せられない精神疾患とか、そういったことが恐らくあるので、部課長さんあたりが健康チェックじゃないですけど、そういったことが一言もなかったの、部課長さんあたりが確認をされているのかどうか、それはちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 部課長の役割として、部下職員、担当職員の健康管理とメンタル面を含めたところで行っていかないといけないというのは当然でございます。そのために人事課としても、先ほど、セルフケアという部分でのメンタルヘルス研修を行っているということを御紹介させていただいたと思うんですが、管理職に対しては、それとは別にラインケアという部分で、組織としてメンタルヘルス対策をどのように進めていけばいいのか、個別に部下職員にどう対応していけばいいのかということは研修を実施しておりますので、そういった内容に基づいて、職場内の部下職員に対するケア、フォローというの

は行っているという状況でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 先ほど、税務課のところの方が全員だけれども、どういう業務内容かとお尋ねしたつもりだったんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 申し訳ございません、税務課についてでございます。税務課が、西村委員は全員とおっしゃいましたけれども、これが、24名職員がいるうちの14名が60時間以上勤務を、時間外勤務を行った職員というところになります。

業務内容でございますが、これも例年、毎年というところではございますが、市県民税については、5月、6月にかけて、それぞれ納税通知書を発送するというところが大きな業務としてございます。固定資産については4月というところにはなるんですが。その当初賦課の税額の計算の作業というのが、年を明けて1月からその上半期にかけて集中的に行う必要がございますので、この期間についてはどうしても時間外勤務が発生してしまうというところがございます。その当初賦課の作業が終わった後について、残りの半年間については、残業時間については大幅に減少することができている、できる時期というところで、少しちょっと季節によって業務量が大きく増減する現状があるというところがございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そうすると、その繁忙期というか、その期間だけ、臨時に職員を雇うということはできないのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） その当初賦課の時期については、会計年度任用職員の方を必要数任用させていただいて、事務補助という形で業務を行っていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 以前も、随分昔にこの残業時間についてはいろいろ議論をしてきて、そして、最近はこうして全て明るく、包み隠さず出てきとるんで、やっぱりよくなっ

たなと思いますけど、コロナウイルスがこんだけやっぱり影響が大きかったかなということをつくづく感じるんですが。

以前問題になったのは、残業時間が人について回るというところが非常に問題になって、ある人が転勤すれば、転勤していても、そこでも同じような残業時間がつくということですけども。今回のコロナウイルスあたりで、こういう形になって、人に残業時間がついていくというところのチェック体制はできているのか。また、そういう職員はいないであろうと想像するものの、その辺の実態はどうか、教えてください。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 職員、個人に残業時間がついて回るというか、残業をしがちな職員がいるんじゃないかということの御指摘だと思います。時間外勤務の運用状況から御説明させていただきますけれども、まず、原則として、時間外勤務をする際には、上司のほうに、こういう業務でこれぐらいの時間、時間外勤務を今日行いますという届出をまず職員が行った上で、上司の許可、承認を経た上で行うという形になりますので、そこでまず上司のほうで、この業務が本当に今日残業しないといけないのかということについては適切に判断をしていくというところが原則でございます。

その取組の中で、やはり、いるかないかという話ではございますが、残業をちょっとしがちな職員というのは、やはり傾向として、多くはございませんが、やっぱり目につくところがございますので、そういったところについては個別の指導というところで、効率的に業務を進めるため、あるいは真に必要な業務かどうかということについては、客観的に見たところで判断をしていくようなことで、各職場で進めているという状況でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） やっぱり新型コロナウイルスの影響がこんなに大きかったなということをつくづく感じるんですけども、ぜひこれをね、反省材料として、4年度も5年度もこれは継続していくということじゃなくして、みんなの意見はそうだろうと思うんですけど、やっぱりちょっと異常なほどの残業時間が発生しておるなということを感じるので、ぜひその辺を留意してほしいなと思います。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。どうしても。どうぞ、波多江委員。

○委員（波多江祐介君） すみません、さっきちょっと質問していたら、もう項目が次に

なってしまったので、ちょっとお聞きしたいのが、今の56ページで、時間外勤務対象者という、この数字は、管理職の方、その手当対象者の方が含まれていないという認識で大丈夫ですか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 時間外勤務の対象者には、管理職、課長以上の職員は含まれておりません。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 分かりました。ちょっと確認させてもらったのが、今、各委員さんからもいろいろお話が出たんですけども、そもそもこの表の書き方が、これは例年頂いているんですけど、例年だったらそうだったのかもしれないんですけど、これからはやっぱり変更すべきだろうと。さっき言われたように、去年からすると、例えば勤務手当の方も、昨年決算では220万円が最高の方、時間外も800時間が最高の方だったんですけども、それが倍になっているということ考えたときに、また、次のページ、56ページを見ると、その手当の方の人数、所在を書いているんですけど、みんな心配しているのは、そういったこの手当に含まれていない方も。なので、ここの書き方としては、時間外勤務の方が何人なのか、そのうち勤務手当の方、いうて勤務手当がない方もここには含まれるべきだろうと、管理職の方もですね。そういう数字がこれからは必要になってくるのではないかなと思います。

一方では、今回、国が判断する中で、最終的に市町村が対応せざるを得ない、対応をすることになったんですけど、ちょっと心配したのは、さっき使命感とかいうお話がありましたけど、まさに使命感とか責任感という、本当に非常に大切なことですけども、さっき途中で話が止まったんですけど、やっぱり結果的にこれだけの、55ページのような状況が起きているのは事実なので、これから、例えば、局地的な災害であったときに、BCPという考えからすれば、やっぱり特定の方に負担がいかない。その方が、さっき言われたように外部との連絡調整をしていたということであれば、万が一、その方が来れなかった場合にどう業務を継続していくのかということも考えれば、先ほど横尾委員が言われたようなことが非常に大切かなと思いますけども。

ちょっと最後に、そういった数字を見られて、令和3年度の決算として、勤務の時間であったり、時間外であったり、それをどのように人事課として見られるか。

○委員長（上村和男君） 永田課長。

○人事課長（永田貴也君） 令和3年度の時間外勤務の状況の総括というか、まとめというところで申し上げさせていただきたいと思いますが。令和3年度の時間外勤務の総時間数についてでございますが、令和2年度と比較いたしまして、全体で約14%、時間数にして9,500時間増加しているという状況でございます。

この増加の大きな要因は、先ほどからお話にも上がっておりますとおり、新型コロナワクチンの接種に係る業務によるものでございます。ワクチン接種に係る時間外勤務の時間数でございますが、1万6,600時間おおよそ発生しています。これに対して前年比増加した時間外勤務が9,500時間でございますので、増加時間数を超えて発生しているというところでございます。

したがいまして、ワクチン接種を除いた時間外勤務につきましては、逆に減少しているという状況も一方では言えるところとしてございますので、継続して業務の見直し、あるいは業務の効率化というところについては、時間外勤務の適正化というところで取り組んでいる内容になりますので、一定効果は出ているのかなというところで考えているところでございます。

また、一方で、ただ、今回のワクチン接種のような形で、臨時突発的に発生する業務は今後もあり得ると考えておりますので、その際の体制、どのような形で業務に当たっていくのかということにつきましては、昨年度の反省を教訓にいたしまして、改善すべきところがなかったのかということ、しっかり振り返りをした中で今後に反映していきたいなと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 私のほうから一つだけお尋ねをしておきます。振り返ったと言うけど、どこで振り返ったのかがありますので。安全衛生委員会というのは月1回開くことになっていて、こういう事業所であれば。労働者の代表も参加し、議論になった産業医もそこには参加します。そこで、職員の健康管理ですかね。それだけではなくて、いろんなことが議論をされるはずですから、少なくとも、しばらくたっていますので、そこでどういう手だてを打つべきだという議論になったかだけ紹介をしていただければ、完全でなくてもいいですから、そうやって改善をしようとしているんだなというのが分かるような説明をして終わりたいなと思うんですね。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） どのような改善をというところでございますが、先ほども御

説明したとおり、全庁的な取組として、応援体制を構築しながら業務に当たりましたという御説明をさせていただいたかと思うんですが、そこについては、全職員、一定の理解を得ながら、ワクチン接種に対しては全面的に協力をしていかないといけないと、協力していこうという意識の下に取組ができたかなというふうに考えているところでございます。

ただ、結果として、やはりこれだけの時間数が発生してしまったというところについては、やっぱり反省すべき点はあったろうと考えております。具体的には、労働組合のほうからも話があったんですが、やっぱり残業の時間数についてでございますが、やはりどうしてもその担当職員がやれることはやっておきたい、リスクはできるだけ軽減したいという思いで一生懸命取組をして、結果、時間数もかかっているというところがありますので、そういったところについては、真に必要な取組なのか、業務内容なのかどうかというのが、しっかりそこは見極めながら、そこはもうここまでしなくてもいい、今日は何時に帰りなさいとかというところをしっかりと上司のほうから伝える、職員が理解をしてもらおう努力をしっかりとやっていかないといけなかったのかなというところも管理職側の責任として感じるところでございますので、そういったところについては、繰り返しになりますが、管理職の業務の監督責任、管理責任というところをいま一度考え直したところで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それでは、これで人事課の説明を終わって、1時まで休憩をして、昼食としたいと思います。人事課、お疲れでございました。桑野部長も終わりですね。お疲れでございました。

1時から開会をいたします。

————— • ————— • —————
休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分
————— • ————— • —————

○委員長（上村和男君） それじゃあ、ちょうど時間となりましたので、会議を再開をしたいと思います。

この時間からは市民生活部の項目になりますので、部長もおいでになっていますので、挨拶までせんでもいいですが何か言うていただいて、説明の職員を紹介していただければと思いますが、ただ初めてやけん何か言ったほうがいいのかもしれんね。

○市民生活部長（杉村真子君） ありがとうございます。皆様お疲れさまでございます。
市民生活部長の杉村真子でございます。

市民生活部所管で本委員会によって説明を求められました件は、説明順にコミュニティ推進課、市民課、収納課の3課5件でございます。

それではまずコミュニティ推進課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） お疲れさまです。コミュニティ推進課長の谷と申します。よろしく申し上げます。

○コミュニティ推進担当係長（原田典忠君） 同じくコミュニティ推進課担当係長の原田と申します。どうぞよろしく願います。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、どうぞよろしく願います。

○委員長（上村和男君） それでは、市民活動保険運営事業、内容と実績について説明をお願いします。

谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 市民活動保険運営事業の内容と実績について説明いたします。

決算審査資料の57ページとなります。

本市では、保険会社と保険契約を締結し、市民団体等の公益活動中の事故に際し、傷害事故及び損害賠償責任事故を補償できる制度を用意しております。

なお市民団体等の公益活動中の事故について説明を補足させていただきますが、対象となる活動としましては、地域清掃や交通安全運動などの地域活動、子ども会などの青少年育成活動、高齢者への声かけ運動などの社会福祉活動、学校管理下以外の社会教育活動などになりますが、一方で、趣味で行うスポーツ・文化活動、危険を伴う活動、自動車事故など、対象とならない事故もあります。

昨年度の保険契約料としましては、154万5,540円となります。保険の補償範囲としましては以下の表のとおりでございますが、傷害保険につきましては、死亡保険金が1人につき1,000万円、後遺障がい保険金が1人につき30万円から1,000万円、入院保険金が1人につき日額3,000円、通院保険金が1人につき日額2,000円となっております。次に賠償責任保険が、身体障がい1人につき6,000万円、1事故につき3億円、財物賠償1事故につき300万円となっております。

次に、実績につきましては、過去5年間の保険料、事故件数、補償額を表にまとめてお

ります。各年度の実績としましては、表のとおりとなりますが合計額としましては、保険料629万7,510円、事故件数89件、補償額825万5,529円となっています。

次に周知の方法でございますが、毎年6月に七つのコミュニティ運営協議会の会議の場において直接説明を行い、自治会長、部会長を通じて各行政区、各団体等へ周知を行っております。そのほかホームページや市民便利帳など、様々な手段により一般に周知を図ることとしております。

この制度の目的は、自治会における様々な活動や団体によるボランティア活動を行っていく上で、事故やけがによる参加者の負担や、お世話をする人たちの責任問題についての不安が活動をやりにくくすることがないように支援するものでございます。とはいえまず活動に際し、事故やけがが発生しないよう配慮してもらうことが最も重要であり、今後も安心して活動ができるよう、保険制度と併せて啓発に努めていきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、質疑のある委員は手を挙げてお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 以前もお伺いしたことがあるんですが、この制度がどれぐらい——今最後のほうに言われたボランティア活動をしやすく安心して活動していただけるように、市としてはこういうことを準備しているということですが、制度があってもなかなか知っていただかないと利用されないんじゃないかなということ、今周知の方法を御説明いただきましたが、末端と言うとあれですがここで自治会長、部会長を通じて行政区、団体等に周知となっておりますが、やはりまだまだ御存じのない方もいらして、全体的には7コミで、全体の自治会も含めてですが、たくさんの活動がある中で、事故が多ければいいというものではないんですが、いかにもその16件の報告というのは非常に少ないんじゃないかなと感じています。

多くの方が、まだこの制度を御存じないんじゃないかな。福祉活動されている分野で「そんなのがあったの」というのを時々まだ耳にしますので、どの程度まで周知されているのか、周知の方法にももう少し丁寧さがあったほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、現状ではどんなふうに思っただけなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 辻本委員の質問にあるように、一人でも多くの

市民に周知が行き届くよう、これについては繰り返しやっていくことが大事だと思っております。そのほか様々な手段を駆使しながら、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今年令和3年度に限って言えば、損害賠償が2件、けがが14件の合計16件で、こちらのほうですね、認定資料のほうで補足的に書かれているのが、13件までは補償されているけれども、残り3件については治療中なので継続審査中であるということなのですが、実際のところこれまでの5年間の経過を見ても損害賠償というのは少ないと。29年はゼロ、30年が3件、令和元年度が2件で2年度が1件で令和3年度が2件で、全体の中で言えば少ないと思うんですね。

以前の説明のときに、免責が5,000円あるということで、その免責の伝わり方が若干違っているんじゃないかなと思っています。結構けがについて言えば、小さなけがで何人かいらして、でも5,000円の免責があるから申請しなかったみたいな話を聞くと、免責ということの説明がちょっと不十分だったんじゃないかなと思うんですね。

免責があるのはあくまでも損害賠償のほうで、けがとか障がいのほうについては免責はないと思っているんですね。そこはどのように伝わっていったのかかなと思っているんですが。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 制度の周知については、自治会長さんたちを通じてより丁寧に説明したいと思います。また案内については、小さな事故、けがにおいても、こちらのほうに問合せしていただくようにまた案内に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 保険料のところなんですけれど、個人が掛ける保険の感覚で言うと、補償額に対して保険料が高いような気がするんですね、割合というか比率というか。これはどんな算出方法によってこの保険料というのが決まるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 保険料の算出につきましては保険会社がされてあるもので公開はされておりませんが、保険の内容としましては対象が全市民にわたるこ

と、活動が広範囲になっているということが特徴だと思います。そういうことが、個人の保険とはちょっとリスク等含めて違うような形になっていると思われま

す。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連になるんですけども、平成29年度で約70万円で、令和3年度でも約150万円となっていて、これ年々もう増加傾向にあるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 実際的には増加傾向になっております。筑紫野市に限って言えば補償額が多いときで300万円払っていることもありますので、それに伴って保険額も上がっているものと思われま

す。

○委員長（上村和男君） いいですか。

辻本委員がまだ手を挙げています。

○委員（辻本美恵子君） 先ほどの確認ですけど、けがの方が申請されて、それは対象じゃないということでお断りになった件数とかいうのは、この数字とは別にあるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 問合せ等については電話等、窓口等様々ございますが、その都度その都度で保険会社と打合せしながら回答しており、件数については把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それでは、これで次に移ります。

コミュニティ運営協議会補助事業、交付金額、繰越額、積立額について説明を願います。
谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） コミュニティ運営協議会補助事業、交付金額、繰越額、積立額について説明いたします。

決算審査資料の58ページとなります。

本市では、地域コミュニティづくりを推進するため地域コミュニティづくり交付金を交付しております。交付金額、繰越額、積立額につきましては、表に示すとおりでございま

す。表の左側から、交付金額、繰越額、今年度積立額で、括弧積立総額となっております。

まず交付金額につきましては、合計額4,578万5,539円となっております。

次に繰越額でございますが、繰越金のうち交付金分となっている金額について記載しております。3年度につきましては、コロナの影響により当初の交付予定から活動が減った分各協議会から返還がっております。山家と筑紫の繰越金がゼロ円になっておりますが、別途自主財源での繰越しにより協議会の運営に支障がないため、コロナ等で活動が減った金額については全額返還されております。

次に積立額につきましては、令和3年度の積立額を上段、積立総額を下段に記載しております。いずれも交付金分の記載としております。各コミュニティにおいて、次年度の協議会運営のために繰越金、突発的な事業にも対応できるよう積立てを行っており、各コミュニティの自主的な財源と合わせて円滑な活動ができるよう運営されております。

コミュニティ運営協議会補助事業の交付金額等の説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 今の説明で返還金のお話が出ましたけれども、具体的に返還金があったのかちょっと確認ですが。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 返還金は、っております。7コミュニティで500万円程度の返還金総額となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この各コミュニティの運営協議会への繰越金とか積立金についての制限とか、各コミュニティへの配分額について、何か見直しを求める声とかあつてますでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） コミュニティの交付金につきましては、令和2年度から3年度にかけて大幅な見直しを行っております。残念ながらその後にコロナの影響で活動がなかなか進んでおりませんので、それについて今交付金についての見直しの声、そういったものについては届いておりません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 今繰越額のお話も出ましたけれどもね、この交付金額の1割以上も繰越しになっているところもあるんですけれども、これについて市として何か制限等お考えはあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 例えばその交付金額の二日市東あたりが10%を超えているという意味で言われてあるのかなと思いますが、交付金額の上限については、当初の交付決定額を基に上限を決めておりますので、二日市東であれば813万9,000円がもともとの交付金額ですのでその繰越額を認めているというふうにしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと、ちょっと答えになってないかもしれないのもう一度、質問を平嶋副委員長が行いますので、ゆっくり言っていただいてゆっくり答えていいですからね。

どうぞ。

○副委員長（平嶋正一君） すみません。繰越額を見ますと、今、1割を超えているようなところもあるし、また、先ほど二日市東の例を言われましたけれどもそのほかにも、積立金と合わせれば1割を超えているようなところもあるわけですね。そういう繰越額について、交付金額のどのくらいまでいいんだよというような市としてのそういう限度額、考え方お持ちでしょうかね。

○委員長（上村和男君） じゃあ伝わりました。

谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 繰越金、積立金の上限については、筑紫野地域コミュニティづくり交付金交付要綱に定めておりますが、繰越金、積立金それぞれで10%、積立金については上限で200万円というふうに定めております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 毎年度聞いていることでちょっとさっき聞き忘れていたんですけど、自主財源の確保についてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 自主財源の現状につきましては各コミュニティによって異なっておりまして、例えば消防後援会費をコミュニティで一括徴収していたりとかいう事例もございます。なるべく活動を活発にさせていくに従って自主財源が必要になるということも考えられますので、市としても自主財源を活用できる分については積極的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

平嶋委員。

○副委員長（平嶋正一君） 今積立金のお話もありましたけれども、市としてもコミュニティの基金、積立基金を、地域コミュニティ推進基金をしてあるんですよね。そういうふうにこちらでも基金をして、また、地元は地元でも基金を自分たちの自主財源をしていくと。何かどンドンそういうふうに、目的がはっきり何かしてないんじゃないかなという感じがするんですよ。地域コミュニティ基金にしても何に使うかはまだ定かではないというようなことで、その辺は何か市として指導はしてあるんでしょうか、地域コミュニティに対して。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 積立金につきましては、先ほどの要綱の上限を超えない限りであれば、突発的な事業だったり当初予定されてなかったことで拡大をするとか、そういう運用についてはコミュニティのほうの判断でできるようにしております。

基金につきましては、全体的なコミュニティの政策に関わるような部分について、基金の運用が必要な場合につきましては議会の承認を得てするようにしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃあいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ次の項目に移るところですが、執行部が入れ替わりますので、コミュニティ推進課の方は御苦勞さまでございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時20分

再開 午後 1 時20分

○委員長（上村和男君） それでは、これからは市民課の項目についてでございますので、紹介をお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは職員が入れ替わりまして市民課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○市民課長（江中 誠君） 市民課長の江中です。よろしくお願いいたします。

○受付担当係長（河野桂子君） 市民課受付担当係長、河野と申します。よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） それではよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、証明書の発行状況、内訳について、まず説明をお願いいたします。

課長。

○市民課長（江中 誠君） それでは、証明書の発行状況、内訳について御説明させていただきます。

お手元の決算審査資料の59ページを御覧ください。

そちらに表がございますが、表の一番左が各課で発行している証明書の種類、その横に交付数、その横に各課の窓口での交付、その横に証明書コーナーでの交付で、最後に一番右がコンビニ交付サービスでの交付となっており、表の上段が交付数、下段が総交付数から見た交付率を記載しております。コンビニ交付サービスは、昨年6月8日から開始しているため、約10か月の実績となっております。

市民課の証明書につきまして、戸籍関係証明書の市民課窓口での交付が多い理由としては、証明書交付コーナーの委託に含まれていない電算化前の縦書きの古い戸籍、いわゆる改製原戸籍とありますが、そちらの発行数が多いためです。その他の証明書につきましても、証明書交付コーナーの委託に含まれていない埋火葬許可証や自動車臨時運行許可証などの発行数が多いため、市民課窓口での交付が多くなっております。

税務課の証明書につきまして、固定資産税関係証明書の税務課窓口での交付が多いのは、税務課職員が内容等判断して交付しなければならない場合が多いためとなっております。

説明は以上になります。

○委員長（上村和男君） 説明終わりました。質疑のある方は手を挙げて。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 書類ありがとうございます。

令和3年度から証明書発行の業務委託が1,452万円、委託料が発生しております。民間委託を行った、もしよかったら具体的にどのような効果があったかお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） まず証明書を交付する証明書交付コーナーを委託する前ですが、会計年度任用職員4人と市民課職員一人の合計5人を常に交付コーナーに配置しておりました。また、会計年度任用職員が昼休みを取る時間帯など、あとは年休などで休む場合、こちらにつきましては職員が代わりに入らなければならなかったため、他の市民課業務におきまして慢性的に人員不足が生じて、職員が昼休みを取るができなかったり、17時以降からしか自分の担当業務をできないなどといった状況がありました。またそのほかにも、増加するDV等の支援に関する業務や、外国人の方が絡んだ戸籍など複雑な戸籍届出の相談に対する時間が、十分に確保できないという状況もございました。これが証明書交付コーナーを委託したことで、これらの問題というのが解消されましたし、職員の負担もかなり軽減されたと感じておるところでございます。

また、市民の方につきましてなんですが、委託により他市で経験を積んだ業務管理責任者というのがございまして、その方の指導の下、証明書交付コーナーの運営も正確に行っていたいておりまして、窓口でのトラブルもなく安定した市民サービスの提供が行われております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんね。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今マイナンバーカードも普及して行って、コンビニ交付サービスというのも今後増加傾向にあるのではなかろうかというふうに考えているんですけども、庁舎内に例えばそれこそキヨスク端末のようなものを設置して、マイナンバーカードを持っている方も証明書の発行ができるように今後考えられているのか、また、今コンビニ交付サービスにおける戸籍関係証明書とか、その辺がやっぱりまだ利用できない状況なんですけども、今後利用の幅を広げていくような考えあるのかお尋ねしたいなと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） まず1番目の、コンビニ交付の端末を庁舎内に設置する予定がないのかということですが、市役所の近くにコンビニが数店ございますし、距離的にも

市役所からそこまで離れていないことから、そちらで交付することが可能でございますので、今のところ設置は考えてはいないというところでございます。

あとは、戸籍証明などに拡大できないかということなんですが、戸籍につきましては、再来年度に、全国で自分の本籍地でなくても取れるようになる改正が始まる予定になっておりますので、まずはその状況見ながら、それでコンビニ交付をしてまで実施するのかというところを検討したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次の項目に参ります。

住居表示維持管理事業、実績、管理方法について執行部から説明を願います。

江中課長。

○市民課長（江中 誠君） それでは、住居表示管理事業、実績、管理方法について説明させていただきます。

お手元の決算資料の60ページを御覧ください。

まず決算額につきましては、84万8,630円となっております。

次に、令和3年度の維持管理の実績としましては、平成15年度に住居表示を実施した石崎1丁目から3丁目、街区数としては65街区となっております。

次に管理方法につきましては、いずれも委託契約を結んでおりますが、まず事前調査としまして、住居表示台帳を基に町名表示板や住居番号表示板の設置状況、脱落や汚損、破損等がないかなどの調査を行います。この調査を基に、脱落、汚損、破損しました街区表示板、町名表示板、住居番号表示板を作製しまして、その取付けを行うということになっております。

説明は以上になります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は手を挙げて。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 認定資料の40ページのところで、住居表示の維持管理事業の説明があって一覧表があります。

平成4年度から平成17年度まで市街地の住居表示整備事業を実施し、現在は表示板等の維持管理を行っているというところで、今回資料を請求したら、今年度の決算額80万

8,630円は石崎一丁目から三丁目の維持管理だということがあるんですが、じゃあ実際にこの認定資料の40ページのほうに、石崎の一丁目から三丁目はいつの時点で住居表示が行われたのかなと見たら、ないんですね。それをちょっと説明いただけたら。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） では、決算認定資料41ページを御覧ください。

40ページ、41ページなんですが、すみません、分かりにくいんですが、こちら表の一番左側が年度となっていて、こちらが実際住居表示を実施しました年度となっておりまして、石崎一丁目から三丁目は平成15年度となっておりますので、平成15年度に住居表示を、41ページですが、平成15年度に実施をしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 事業が維持管理ということであれば、例えばこの表に載っていない既に町名表示になっている、光が丘であるとか美しが丘の北・南、岡田、原田、天拝坂、筑紫駅前通、こういうところも既に町名が割り当てられているんですが、これの維持管理についてはどういうふうに対象に扱われるのか。この表にはないけれども、それも今後の維持管理業務の対象になるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） 先ほど辻本委員が言われました地区につきましては、住居表示を実施した地区ではございませんで、区画整理を実施して町名を変更して今の状況になった地区でございまして、そちらにつきましてはこの住居表示維持管理事業の対象外となっておりますので、特に維持管理等の部分はうちのほうでしてないということでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） では、区画整理なんかでやった今述べたような大きな街区で、町名があるところの維持管理は、どこの場でするように考えればいいんですか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） そこにつきましては、特に維持管理等を実施しているところはございません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 同じように市内に街区が形成されて、たまたま区画整理なりでできた新しい街区として形成されたところは町名表示があって、その表示板については市の事業の対象にはならないというのはどういうことなのかちょっと理解ができないんですよ。今まで市の住居表示という事業の中でやった対象は、平成4年から17年度までにやったここだけが今後も維持管理の対象になるというのはなぜなのか。同じ市内にある街区によって、事業の差によって、誰がやるのか。

結局今のところ、区画整理でやった場所はかなり広範囲にわたっていると思うんですね。多くの方がここにお住まいになっている。じゃあこの表示板の維持管理は、誰がどんなふうに責任持ってやっていけばよいのかというのが明確にはなっていないと思うんですよ。それについてどんなふうにお考えなのか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） 確かに辻本委員が言われたように、区画整理地区につきましてはそこら辺の維持管理というところが明確になっておりませんので、市民課は住居表示を実施したところにつきまして維持管理を行っておりますが、こちらにつきましては庁舎内でその維持管理について今後どうするのかというところを整理させていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ついでの話なんですけど、結局住居表示が日常生活に役立つよという事で、国も法も整備して全国的にこのような事業が行われているんですけど、例えば、今阿志岐の方面で言えば筑紫野団地とか朝香団地も街区が形成されています。牛島も池の周りだとかゆめタウンの横だとか、あの辺も街区が形成されていると。吉木のほうでは葉光ヶ丘があるし、原に至っては宮の森もあるしゴルフ場団地もあるしみかさ台もあるし、都坂団地もあると。

この辺の住所で、例えばみかさ台なんて私住んでいたのは166-27番地だけど、団地の一番端っこに行けば吉木の2310番になるとか、非常に同じ団地の中でもややこしくて、なおかつあれだけ大きな団地としての形成されている。ここの住居表示というのはどんなふうに今後扱っていくのかというのを、ここでせつかく住居表示事業みたいなのを考えていかれるなら、考えるべきではないかな。

それと、今一番大きなのは筑紫西口が、今度区画整理で大きな街区が形成されますけど、ここの住居表示もどんなふうに扱われていくのかちょっと、分かれば。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） 住居表示につきまして、本市では平成4年度から平成17年度にかけて、住宅密集地でありました旧市街地について住居表示整備事業を実施しまして、その結果住居表示の目的である市街地における住所の分かりにくさの解消が終了したということから、住居表示の整備事業というのは今休止しております。平成18年度の機構改革におきまして、市民課の住居表示担当というのも廃止されております。

これらのことから現在住居表示を今新たに実施する予定はないところでございますが、市街地が結局、地番が入り組んでいるという、大字も入り組んでいる、地番も合筆、分筆の繰り返しで入り組んでいるというところで、旧市街地がそういうところが多かったということで住居表示を実施したということがございまして、今未実施のところにつきましては、大体開発団地が多いことから、多少住所が飛んでいるところもございしますが基本的には住所が隣の番号というふうに振られておりますので、住居表示をすぐ実施するということが特にその支障が見当たらないというところから、費用対効果も考えると、住居表示事業を実施するということは現時点では難しいかなと考えております。

それと、筑紫駅西口につきましては、こちらは区画整理事業で行っておりますので、住居表示というよりは区画整理の中でそこら辺のほうは検討しておられますので、市民課として住居表示を実施するというわけじゃなく区画整理課のほうでそこら辺の整理を行うというところになっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですね。

平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 今、住居表示の未整備のところについて、辻本委員から言われたところはもうそのとおりだと思うんですよ。そういう未表示のところを実施するに当たっては、費用対効果という今お話が出たんですけども、それを整備するのに費用はどのくらいかかるというふうに試算してあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） 一番最新の、平成17年度に実施しました針摺地区につきましては、委託費につきましては1,200万円程度になります。それと、間接経費としまして、

会計年度任用職員とかそこら辺を雇うということもございます。そこら辺が20万円ぐらいとなっておりまして、合計大体1,200万円程度かかる形になります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） すみません、言い忘れていました。

平成4年度にむさしヶ丘を1丁目から3丁目というのをやっていますが、ここ今4丁目ができているので、それは今後、開発というところになると扱いが違うようになるんですよ。この1丁目から3丁目までは今後何かあったときには維持管理の対象になると、4丁目についてはないということでもいいんですか、理解は。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○市民課長（江中 誠君） そうですね。むさしヶ丘4丁目につきましては、住居表示を実施した地区ではございませんので、今申したとおりうちのこの住居表示維持管理事業からは抜けてしまうという状況でございますので、そこら辺も今後整理したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、市民課の項目はこれで終わりましたので、市民課はお疲れでございました。江中さん、久しぶりでお疲れでございました。

しばらく休憩しますが、代わりが入ったらやります。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時40分

再開 午後1時41分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

杉村部長から、説明に当たってくれる職員を紹介してください。

○市民生活部長（杉村真子君） 職員が入れ替わりまして収納課職員が出席しておりますので、収納課職員、自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○収納課長（濱崎博文君） 収納課長の濱崎博文と申します。よろしくお願いいたします。

○収納担当係長（小椎尾公憲君） 収納係長の小椎尾公憲と申します。よろしくお願いいたします。

たします。

○市民生活部長（杉村真子君） それではどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、市税滞納者の滞納額（上位10人）について説明をお願ひいたします。

濱崎課長。

○収納課長（濱崎博文君） それでは、市税滞納者、滞納額（上位10人）につきましてですけれども、表にお示ししているとおりでございますが、滞納の合計額につきましては9,059万9,018円となっております。

62ページですね、失礼しました。

滞納となっている要因につきましては、賃貸住宅経営や事業における経営状況の悪化、所在不明などが主なものとなっております。

参考までに申し上げますと、令和4年4月1日以降本日までに、571万7,900円徴収しているところでございます。市税の滞納につきましては、税負担の公平性を確保するために引き続き徴収努力を続けてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をしてお願ひします。

田中委員。

○委員（田中 允君） この1,500万円とか1,000万円以上超えた分のね、どのような形でこのようになっていったのかももう1回説明を、具体で個々に。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○収納課長（濱崎博文君） 代表的なものとしたしまして、アパート等の不動産経営、つまり、広大な土地の資産税、固定資産税がかかる方という方が多うございます。そのような方につきましては年当たりの固定資産税につきましても100万円、200万円あるいはそれ以上という形になりますので、やはりどうしても滞納の折衝している過程で、膨らんでいくというような事情が主なものでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） じゃあ最終的にどのような形で回収する予定にしていますか。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○収納課長（濱崎博文君） 安易に時効が来ることがないように、当然土地のほうは差押えを入れる形となっています。並行しまして、賃料の差押えを場合によってはするケースもございます。あとは個々の生活状況をしっかり話し合いながら、計画的に滞納額が減っていくように対応しておるところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 順位がこちらの資料で示されているんですけども、市外の方または所在地不明な方というのはこの上位の中にいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○収納課長（濱崎博文君） 所在地不明の方並びに市外のほうで不動産を有している方はいらっしゃいます。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 市外の方となると、他市町村の税も負担している状況だと思うんですよね。その辺は筑紫野市としましても、その各自治体との連携等はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 濱崎課長。

○収納課長（濱崎博文君） 本籍地照会等かけまして居住地判明しましたならば、その市での課税状況や所得状況、そういったものを調査して、対応に活かしてまいる、このような対応をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃあ、市民生活部収納課は終わりで、市民生活部もお引取りいただくので、お疲れでございました。

○市民生活部長（杉村真子君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） じゃあ部課の入替えを行いますので、5分だけ休憩いたします。50分から再開をいたします。

休憩 午後 1 時46分

再開 午後 1 時47分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部の項目に移りますので、部長も新しく入れ替わりましたので、一言御挨拶をいただいた後、説明をしてくれる職員を紹介をして始めてまいりたいと思います。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。健康福祉部の森でございます。

健康福祉部において本委員会に説明を求められました資料につきましては、6課23件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、健康推進課の職員が参っておりますので自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 健康推進課長しています安楽です。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（毛利早希君） 健康推進課健康企画担当係長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（森 えつ子君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、健康推進課の項目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、内容、対象者の抽出方法について説明をお願いいたします。

課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） それでは自分のほうから説明させていただきます。

審査資料65ページを御覧ください。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、内容、対象者の抽出方法について説明させていただきます。

この事業の目的については、高齢者の心身の多様な課題に対し支援を実施するため、75歳以上の後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することにより、フレイル状態の高齢者を適切な医療や介護サービス

につなげ疾病予防、重症化予防を促進し、健康寿命の延伸を図ることを目的に、令和3年度から実施をしております。

決算額につきましては588万5,043円であり、個別の支援のハイリスクアプローチと集いの場への関わりのポピュレーションアプローチを実施しております。

ハイリスクアプローチについては、健診結果から低栄養が疑われる人、血圧や血糖値が高い人に保健師や管理栄養士が訪問等行い、保健指導や医療機関の受診勧奨を行っております。対象者の抽出方法につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査の受診者1,153人のうち検査結果で病院受診が必要な人や、ちくしの元気教室参加者のうちフレイル予防質問票において低栄養に該当した人としております。

実施状況につきましては、対象者101人に対し92人の訪問を行い、保健指導や医療機関の受診勧奨を行っております。

次にポピュレーションアプローチにつきましては、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士といった専門職が集いの場に出向き、フレイルを予防するための講話や健康相談を行っております。

実施状況につきましては、令和3年度の対象地区を、筑紫南、それから、御笠地区を対象として実施しております。予定回数を48回としていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したことにより、実施回数11回となっております。

以上で説明終わります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をしてお願いをいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 令和3年度からの新しい事業で、こういうふうなものが行われているというところですが、確かに高齢者が将来的に病気を持つこと、そして介護状態にならないようにする事業は非常に大事だなと思っているんですが、今回見てみると、認定資料を最初に見たときに健診結果等から次の事業に入っているというところで、今回の内容も出していただいた資料も、健診結果から低栄養が疑われる人とか、その人たちに対して受診勧奨を行うということですが、もともとの対象になる後期高齢者の全体数をまず伺いたいと思っています。広域連合が実施する健康診査の受診者が1,153人というのは、恐らく10%以下になるかなと思うぐらい少ないので、まずはこの対象になる後期高齢者の人数をお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 75歳以上の後期高齢者の人数に関しましては、令和4年3月末時点で1万2,819人となっております。

以上になります。

○委員（辻本美恵子君） 令和4年。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 令和4年3月末です。

○委員（辻本美恵子君） 1万。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 1万2,819人です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今お答えいただいた75歳以上が1万2,819人ということで、その中から抽出されたというか健康診査を受けた方が1,153人ということで非常に低いわけですよね、その受診率は。

国保のところでも度々、75歳未満の方に対して健診受けてくださいというのを非常に呼びかけられて、議会に対しても9月議会、今議会多分最終日にまたお願いされることになると思うんですが、そんなふうに非常に呼びかけが多いと思っているんですよ。

改めて見てみると75歳以上の方に対する受診の勧奨というのが非常に少ないように思うんですが、その辺りはどのようにお考えになっていて、ここの数字を1万2,819人に対してどんなふうに呼びかけていけば、健診を受けていただける。それは、病気にならないように、そして将来に介護を受けなくて済むような方向に導いていくかということの大きな事業の入り口じゃないかなと思っているんですけど、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） まず、受診者数が少ないことについては、確かにこの数字から言うとかかなり少ない状況、10%も行っていないような状況になっております。

まず、この少ない大きな要因として考えられるのが、高齢者の方たちに関しましては、治療のために通院される方が多くて、そのため改めて健診を受診している人が少ないためと考えております。

ただ、この数字かなり少ない状況になっていきますので、当市としましては、受診者を増やす取組として、健康推進課行っています高齢者対策である事業の地域型健康づくり講座であったりちくしの元気教室の中でチラシを配布して、受診勧奨に努めております。

また、当課だけではなく高齢者支援課に関しましては、暮らしのサポート講座など講座があるたびにその受診勧奨、それから国保年金課に関しましては、広報ちくしのに掲載して受診勧奨というところを行っております。国保年金課に関しては、今年度も掲載予定というところになっています。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 基本的な健診の内容というのは75歳以上も75歳未満も変わらないと思うんですが、それを同じように扱って健診するということはできないんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 今の質問に関しては、75歳以上の方が市の集団健診が受けられないのかというところで考えてよろしいですかね。

○委員（辻本美恵子君） はい。

○健康推進課長（安楽鉄平君） そのことに関しては、現在課内で検討をしている段階になります。以上になります。

○委員長（上村和男君） 関連ですから辻本さんが先にね、もう一度。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今お答え聞いてよかったなと思ったのが、近隣でももう同時にその案内を出しているところもあるので、70、75のところで区切ることなく、皆さん同じようにずっと毎年生きていっているわけで、同じように健診が受けられるような呼びかけをしていただくというのは非常に大事だと思うので、ぜひ進めていただけたらと思っています。

それと、国保のほうでやっている健診では、例えば病院に既にかかっている方については、そこでの健診の内容、結果の報告を出してもらったら、健診を受けたのと同じようにしますということが呼びかけられていますよね。日常的に自分が自主的に健診をしている方。

同じように、通院している人がいるのであればその人たちに、何らか、同じようなものが出てくるかどうかあれですが、今の通院状況で何か分かるものがあれば提示していただけるようにすると、このここに書いてある健診の受診者1,153人よりはより多くの方から基礎データがいただけるんじゃないかなと思うんですけど、そういうことも含めて、この事業の対象者を広げていくようなことを少し考えていただけたら、よりこの新たな事業

としてやっている高齢者の保健事業と介護予防の一体化というのが生きてくるかなと思うんですが、そこんところをどんなふうに考えているかというか。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩しますので。新しい事業ですから、振り返って、これから今辻本委員がいろいろ言われたやつを踏まえて、途中でも何か検討しているという話が出てきていますので、こういうことが課題として浮かび上がってきていますので検討を進めている最中ですぐらい言って、まだ結論出ていないでしょうから、この議論は終わりにしたほうが良いというふうな気がしたんですけど。

じゃあ、しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時58分

再開 午後 1 時59分

○委員長（上村和男君） 会議を始めます。

西村委員が質疑があります。

○委員（西村和子君） 基本的なことで申し訳ないんですけど、特定健診は個別の医療機関でも受けることができるんですけど、これはそうになってない、集団健診なんですかね。

○委員長（上村和男君） すみません、勘違いしています。

安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） 後期高齢者に関しては、特定健診に関しては現時点では集団健診では受診ができなくて、病院のほうで個別の病院で受診することというふうになっています。

○委員長（上村和男君） じゃあしばらく休憩しますので、10分まで休憩しますから、それまでに考えて出してください。新しい事業なので、大事なことなんでね、よろしく願いします。

じゃあ、2時10分まで休憩します。

休憩 午後 2 時00分

再開 午後 2 時10分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

辻本委員の質問で休憩にしておりましたので、課長から御答弁をいただくということで始めたいと思います。

安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 先ほどの質問についてなんですけど、まず今回この事業開始して一番の課題というところに関しては、やはりその対象者、この人数がかなり少ないというところがありますので、それに向けて、先ほど辻本委員が言われました内容も含めて、関係機関と連携しながら今後検討していきたい、この受診者数を増やすように検討していきたいと思っております。

以上になります。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ次の、同じ健康推進課ですが、健康づくり推進事業、内容と成果という項目に移りたいと思います。

執行部から説明を願います。

安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） それでは、健康づくり推進事業、内容と成果について説明させていただきます。

66ページ御覧ください。

市民の健康を向上させることを目的に健康づくり推進事業を行っており、決算額が590万2,773円になります。事業内容に関しましては、地域型健康づくり講座、それから高齢者健康学級、健康づくり運動サポーター地区活動・組織活動を行っております。

地域型健康づくり講座につきましては、市内各コミュニティセンターにて健康づくり運動講座を開催しております。当初、予定回数を109回計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため26回の実施となっており、参加延べ人数が534人となっております。

次に、高齢者健康学級につきましては、高齢者支援課との共催事業として市内各シニアクラブを対象に、小地区公民館にて開催しております。当初予定回数を60回計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため19回の実施となっており、参加延べ人数が333人となっております。

次に、健康づくり運動サポーター地区活動・組織活動につきましては、市の事業や地域

において健康づくりや介護予防運動の支援や啓発活動を行っており、実施回数152回、運動サポーターの参加者が延べ823人、参加者が1,564人となっております。

以上で説明終わります。

○委員長（上村和男君） 説明をしていただきました。質疑のある委員は挙手を願います。
波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 特に運動サポーター地区活動についてちょっとお尋ねしたいんですけども、この項目を選ばせてもらったのが、昨年の決算のときに同じ事業のところに健康づくり運動サポーターのことが書いてあって、今回はその部分が外れていたの資料要求したら、こちらに健康づくり運動サポーターの項目が増えたんですけど、実際その運動サポーターへの費用というのはどこから払われているんですか。ちょっとここにも書いてらっしゃるんですけど、介護保険事業特別会計からも歳出がありというふうに。ちょっとここら辺詳しく説明をお願いします。

○委員長（上村和男君） 山田課長補佐。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） はい。健康づくり運動サポーターの講師謝金という形で、一つには、先ほど出ました地域型健康づくり講座の講師謝金、それと、高齢者健康学級の講師謝金、それと、ちくしの元気教室の講師謝金というところで、それぞれ謝金をサポーターさんが出られた場合にはお支払いをしております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

波多江委員。

○委員（波多江祐介君） すみません、よく僕は分からなくてですね。

この今の運動サポーターについて複数あって、例えばこれだったら健康づくり推進事業として今回、認定資料にこのようにつけてもらったんですけども、実際別の事業で健康づくり人材育成事業、そこについては健康づくり運動サポーターの講習とか実施、サポーター養成というところであるんですけど。

というのは令和3年度のときにちょっと聞いていた、令和3年度一般会計予算審査資料の61ページで説明があったんですけども、ここでは運動サポーターの報償費というのは実際書かれていて、でもこの事業は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で報酬が払われているんですよ、予算上ですね。この予算、その活動と費用弁償と、ちょっとそこら辺のこの複数箇所にもたがっていることの説明を。何かここ数年で変わったのか、どう

いうふうになっているの。

○委員長（上村和男君） 山田課長補佐、ゆっくり話していいですから。時間たっぷりあります。

どうぞ。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 非常に分かりづらくて申し訳ありません。健康づくり運動サポーターの講師謝金、同じ事業でも、例えば一体的実施事業が、令和3年、昨年からは始まりました。

この一体的事業なんですけれども、個人に対するアプローチは市内全域にしているんですけれども、集団、通いの場とあって、公民館とかはモデル地区というのを定めさせてもらっています。ちょっと初めての事業というので一斉に市全体をするというのがなかなか難しいというところがありまして、モデル地区を御笠地区、それと筑紫南地区、この二地区を、一体的事業の実施対象地区として昨年度は事業を実施しております。なのでその2地区に関わる場合は、予算を一体的実施事業の中からサポーターさんが行かれた場合には講師謝金を払っております。

それと、健康づくり推進事業の中には、今まで既存の分なんですけれども、ここからも健康推進サポーターさんには講師謝金ということでお金をお支払いしております。

あと、すみません、介護保険のほうになりますけれども高齢者支援課からも、介護特会の中からも、講師謝金というところでは、すみません、補足になりますが、サポーターさんの講師謝金が出ております。

先ほど委員が言われました人材育成事業については、これについては、サポーターに対しての謝金の支払いはございませんでこちらのほうで講師を呼んだりとかするところで、サポーターを育成するための講師を呼んだりするときの謝金として使わせてもらっています。

以上です。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） 分かりました。

じゃあそれを踏まえて、さっきの令和3年度に始まったモデル地区のことなんですけど、各地区で公民館でいろんな催物、取組される中で、各公民館から要請があつて運動サポーター、もしくは呼ぶことに対して、地元の方が費用を負担するようなことはありますか。

○委員長（上村和男君） 山田課長補佐。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課のほうで講師謝金として準備しているというのが、先ほど言った市の健康推進課の事業にサポーターさんが支援をしてくださる時の謝金というところでしか予算は取っておりませんので、地域の方がそれ以外でサポーターさんに来てくださいという場合には謝金が発生するかと思います。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） コロナ禍でいろんな自治体での活動、公民館活動も制限されていたと思うんですけど、いろんなところで少しずつ工夫しながら動き出している中で、先日、各何か所かちょっと話があったんで聞きに行ったら、民生委員さん中心に公民館で活動していて以前は来てもらっていたけども、今はそのサポーターの方を要請すると費用が要ると。それを参加者から今まで取ってなかったのに取るには難しいので、それは実は区に相談をして区のほうからそれを補填してもらっているという話もあったんで、もしかしたら、今の話聞くと、運動サポーターへの費用弁償が今言われたモデル地区、取組されているところはするけどというところが。

ということはこの運動サポーターの、さっき言われた人材育成とかでこういう活動だったりサポーターの方を取組しても、実際にその方が各地に行って、そういう健康づくりを推進する事業として地元とか参加者が負担をするのであれば、本当にこれ効果があるのかなと思うんですけど、そういったことは分かりますか。例えば以前と今とこういうふうに変わってきたとか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） まず、市が実施している事業として、先ほどモデル地区2地区という話をしましたがそれ以外にも、その地区以外に関しても実際教室のほうはやってまして、あくまで先ほど話したのは予算の関係がちょっと分かただけであって、事業自体はうちのほうで健康づくり推進事業の中で予算を措置しておりますので、あくまでうちのほうがやっている主催の事業ですね、言いますと地域型健康教室であったり高齢者健康学級、ちくしの元気教室とか、そういったのであればうちのほうからお金を払いますので費用負担は発生しないんですけども、市の以外の部分ですね、本市が管轄してない部分での要請があった場合に関しては、サポーターさんに謝金の相談があるものと思われております。

本市の実施する主催事業に関しては謝金は発生しないけども、それ以外の部分で、地区の方がサポーター呼ぶ場合に関してはそういったことも、費用があることも想定はしてお

ります。

○委員長（上村和男君） いいですか。すっきりするまでやってください。波多江委員。

○委員（波多江祐介君） すみません。分かりました。

そうしたら各地区が運動サポーターの方を要請して、費用を地元が求められることも想定があると。その金額は、その人数とか金額の内容、根拠というのは把握されているんですか。それとも運動サポーターが独自に、時間とか人数とか内容によって金額が変わって、それを地元が負担して払う分には行政としては特に関与はしてないということなんですか。独立しているんですかね。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） おっしゃるとおり、うちが主催している事業以外に関してはうちはタッチしてないので、そこは把握してないというのが実態であります。ただ、健康づくりサポーターさん基本的にボランティア団体でありますので、そこまで大きな金を請求することはないというふうには考えております。

○委員長（上村和男君） 山田課長補佐。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 金額のほうが、すみません、こちらのほうで把握しているのが1人当たり700円というところで聞いております。大体二人以上で行くことが多いですので大体1,400円というところで、お支払いいただくときにはそういった御相談をしているようです。

○委員長（上村和男君） 波多江委員。

○委員（波多江祐介君） よく分かりました。

あくまでも、例えば金額であったり人数であったり、今市としては運動サポーターのことが事業として分かれていても、そもそもこの健康づくりが進むとか年配の方が今まで自宅に入っていた方が、そういうことを機会に一番身近な公民館とかに行こうかなとされる機会なので、ぜひ把握、今金額とかはされていましたが、実際どのように、サポーターの方も安心して行ってほしいし、呼ばれる方も、いろんな工夫をされて活動しようとされている、また呼ぶ方もボランティアなんですよ。なので、そういったところに目を向けていただいて、金額に限らずですね。

というのは、前だったら人数を多く各自治体ではしていたんですね、多く集めて。それをもう何回も、安心してもらうために個別にやっているんで、さっき700円単価言われましたけど、人数は確かに二人で例えば30人見ていたのが、今5人で小刻みとかなるから、

年間で言うと金額は結構大きなものがあるんですよ。参加者の方に、普通だったら20人で割ればほんの、ちょっと軽食に、だからワンコインでいいですよと言っていたのがもう言えないんですよ。というふうになってきていて、じゃあその場所も取れないんですよ。公民館もそんな何回も何回もできないし。

ましてやその運営されている方も時間つくってボランティアでされているということなんで、あんまりなかなか数字では見えないところではあるんですけど、そういうふうの実態的に動いていくと、実際そういう回数、場所、人的負担というのはかなり膨らんでいっているのではないかなと。

僕は実態としてそれ気づいたんで何か所か見てもやっぱり同じようなお話聞くんで、ぜひそういうところまで、サポーターの方も一生懸命されてあるんで、もうちょっとできたらこの内容とかも、本当にそれが浸透しているのか、対象の方に、高齢者の方にうまく伝わっているのかとかぜひ見ていただけたらなと。これもコロナがあったからこそ感じたことなんで、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 課長、何か言って締めますか。

○健康推進課長（安樂鉄平君） ありがとうございます。今後も、健康運動サポーターと連携を図りながら、そこら辺の把握について努めていきたいと思います。

この健康運動サポーターに関しましては、筑紫野市が自信を持って先進した取り組みと想着いますので、これが衰退することないように発展していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（上村和男君） じゃあ次の項目に移ります。

健康づくりポイント事業、参加実績（過去2年分）の項目に移ります。

この項目について執行部より説明を願います。

安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 健康づくりポイント事業、参加実績について説明させていただきます。

審査資料67ページのほうを御覧ください。

市民の皆様主体的に健康づくりに取り組んでもらうきっかけをつくる事業で、決算額が40万6,099円になります。令和3年度から一定のポイントを獲得した方にインセンティ

ブ——特典ですね、与えることで、健康づくりの動機づけを支援し健康づくりに参加、継続しやすいきっかけや環境をつくることを目的として実施しております。

参加状況につきましては、令和2年度が応募数329人、目標達成者が326人、令和3年度が応募者数596人、目標達成者が322人となっております。応募数が増加した理由につきましては、昨年度から福岡県健康アプリを導入したことが大きな要因と捉えております。なお、目的達成者が微減しています。これに関しては主な要因としましては、取組期間に期間が短かったことがあると考えております。

令和3年度の応募者の詳細、年代別内訳に関しましては、表にまとめておりますので後ほど参照していただけたらと思います。

それから68ページですね、次のページに、インセンティブ——特典のほうですね、景品の一覧を載せております。

説明は以上となります。

○委員長（上村和男君） 説明終わりました。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 令和3年度から健康アプリを利用したということは大変素晴らしいことだと思います。

これ、結局アプリの登録者数を増やす取組をしなければならぬのかなと思うんですけども、LINEのほうではワクチン接種会場にQRコードを設置したりとか、そういったことをしているというふうなことで、広報活動の強化が今後の課題になってくるのかなと思うんですけど、ポスターとかチラシの設置先を増やすとか、あとは自治公民館でスマートフォンの使い方講座とかもやっているの、そのときにLINEの登録とかはしているとは思いますが、それに併せてこういったことも、健康アプリの登録とかも支援していけば利用者が増えていくのではないかなと思うんですが、その点いかがお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 安楽課長。

○健康推進課長（安楽鉄平君） まず、アプリの登録者、これを増やすことは大事なことだと思っています。参考までに、令和2年の12月までに関しましては登録者数が538人でありました。昨年度、この健康アプリ、今年度もですけども導入したことによって、9月14日時点で2,365人と約4倍程度増えております。

先ほど言われていました段下委員のアプリの教室とかそういったところに関しましては、

現在生涯学習センターのほうと話を進めておりますので、まだ実施には至っていませんがそういったところに相談を行っています。

広報に関しましても、令和3年の9月号であったり10月1日号にアプリの紹介であったり健康ポイント事業の紹介ということを行っています。

以上になります。

○委員長（上村和男君） いいですか。前田委員が手を挙げよったけど、よかですか。段下委員が行く。

○委員（段下季一郎君） はい。すみません、一つ漏れていました。

この健康ポイント事業の景品の一覧で、結局課題として、魅力のある、市民の関心が高まるような、参加につながるような魅力ある報償を増やすということで、それが課題になってくるかと思うんですけども、何か見たら、まあこれも魅力だとは思うんですけどちょっと食べ物系が多いなとちょっと思って。

スポーツシューズとかスポーツウエアとか何か健康づくりに関連したものが、18番とかであるんですけど、トレーニングの健康測定室とかですね、こういったものとかを増やすとか、健康グッズを増やす、スポーツ関連のものを増やすとか、何かそういったことも考えられると思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 山田課長補佐。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 委員がおっしゃるように健康グッズを増やすというのは、いい考えだと思います。

健康ポイント事業が始まった当初、健康なまちづくりということで商工会との連携を取ることが交付金の評価指標の一つとしてございました。それで、商工会に加盟されているお店で市民の方が足を運んでいただけるようなところということで、商品の選定をさせていただいたところがございます。そのことが残っておりまして今もちょっと、委員がおっしゃったように食べ物関係が増えているというところはあるかと思えます。また今後、検討のほうはしていきたいというふうに思えます。

○委員長（上村和男君） いいですね。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 令和3年度においては596の方が参加されたということで、その中でインセンティブが対象となっている方が133名ですかね。となるとやっぱり何かしらインセンティブを受けてらっしゃらない方もいらっしゃるのかなと思うんですけども、

特典といたしますか、まずは活用してもらおう上で、皆さんにも何か参加者賞じゃないですけどそういったものも今後考えておられるのかということと、例えばこれアプリの活用者が多くなってきていて、例えばつくしちゃんのLINEスタンプとか、そういったものも活用できないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 先ほど言われたことに関しては、今後とも登録者数であったり参加してもらおう方を増やすために、当課としましても魅力ある内容にするように努めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○委員長（上村和男君） じゃあ意欲的な課ですから頑張ってください、もうこの項目はこれで終わります。

次の項目、巡回福祉バス運営事業、ルート別乗車状況について説明をお願いします。

安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） カミーリヤ巡回福祉バス運営事業、ルート別乗車状況について説明させていただきます。

審査資料69ページを御覧ください。

本事業は、福祉の一環としてカミーリヤ及び公共施設の利用者の交通手段の確保を図ることを目的として、巡回福祉バスを運営しております。

決算額は3,546万2,169円、令和2年度から運行業務をつくしの観光バスに委託しております。

運行ルートについてですが、車両3台で5ルート20便を運行しているところになります。ルート別乗車状況につきましては、表にまとめておりますので後ほど御参照していただけたらと思います。

令和3年度の利用者総数に関しては2万2,942人、延べ人数になります。二日市南コースが最も利用が多く7,356人、山家コースが769人と一番少ない状況というふうになっています。

以上で説明終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

西村委員。

○委員（西村和子君） 各コースの1便ごとの乗車数というのが分かるでしょうか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 1便ごとの乗車数は分からないんですけども、1日当たりであれば出ます。

運行日数が308日になりますので、この表を308で割ると1日当たりのコースごとの乗車数が出てくることになりまして、二日市南コースが1日当たり24人、二日市北コース、これが17人、山口コースが6.7人、筑紫コースが約24人、山家コースが約2.5人となっております。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） その実績についてはどのように評価されているでしょうか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 新型コロナウイルスがはやり始めて、実際利用者に関しては、はやる前から今の状況というのが約50%ほどになっています。今の状況というのが一番の利用が多い状況ではないというふうに捉えていますので、今後の状況、新型コロナウイルスの状況見ながら、そこら辺、課題等であったり内容については検討していきたいというふうに思っているところです。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 西村委員、関連ですか。

○委員（西村和子君） はい。

○委員長（上村和男君） じゃあ西村委員を先に。

○委員（西村和子君） すみません。実際数字としてはコロナの影響で落ちているということをお察しても、この実績を踏まえて、今後どのような、見通しというか対策というか、考え方をお持ちでしょうか。

市民からは、乗りやすいようにしてほしいと、お金取ってもというふうな意見もあるんですけど、これは福祉バスだからそれはできないと。それと、福祉バスでなくてもいいじゃないかという意見があるんですけど、そうすると今通っているコースが通れなくなったたり停留所が利用できなくなったりするんだよと言うと、でも市民はすぐには理解できないんですよ、同じように走っているバスなんで。

それで非常に説明してもすぐには理解してもらえないんで困るんですけど、もっとだから市民が利用したいと言っている声に対して、どんなふうにしていこうというふうにお

考えか伺いたいんですけど。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○健康推進課長（安樂鉄平君） 西村委員がおっしゃるとおり、これに関しては一番利用がしやすい方法といえどどこでも乗ってどこでも降りられるという形態が一番いい形態と認識しています。費用に関してはお金を取ってもという話もあるんですけど、国のコミュニティバスの導入に関するガイドラインというのがありまして、既存の路線に関してかなり配慮をなさいということがあるんですね。

じゃあ実際うちのほうがそういったふうにどこでも乗ってどこでも降りられるようにしました、その結果じゃあ既存路線が廃止になりましたとなると、より市民にとって不利益になりますので、そこについては慎重に判断していかないといけないというところがありますので、現状では今の形というのが、利用しにくいところもあると思いますけども、福祉バスとしては現状がいいのではないかと考えているところです。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 八尋委員いいですか。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 非常に悩ましいことだろうなと。これは民業圧迫をしたらあかんという形ですから当然でしょうけど。御笠コースが廃止になって今運んでいる人数は、カミーリヤに行っている人数というのは1,779人です。ほぼこの山口と同じぐらいの状況なんですよね。

そうしたときに、山口コースで言うたら1日に6.7人。ということは、御笠コースでも言われていましたけど、もう空気を運んでいるもんやと、市民から見たらもうもったいなくてたまらんという形の意見が相当出たもんですから、御笠自治会バスを検討したきっかけにもなったんですが、もう少し乗り心地をよくしようと思うたら乗用車で運んでもええんじゃないかというようなことも考えられるし、それから、ちくしのバスとの併用と言ったらいけません、できない、分かるんですけど、これは企画政策課とも併せながら検討をする必要があるんじゃないかと。

ちくしのバスで言うたら、7,025円、1人当たり。それからこれ平均すると1,545円が1人当たりになっています。だけど、山口とか山家とかいうことになると1人当たりは物すごい値段なってくるという形ですから、これは健康推進課だけじゃなくて、もう少しこれは市として検討すべきじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょうかね。

○委員長（上村和男君） 安樂課長、いきますか、じゃあ。課長の範囲を超えているかもしれんと八尋さんが言っているぐらいですから、部長が一言言って。よろしく。

部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） コミュニティバス、またカミーリヤバスというのは、市の交通網というところで一体的に考えていかないといけないものと考えておりますので、企画政策課、また、御笠のほうでしていただいているバスも含めたところで、検討していかないといけないものと思っております。

○委員長（上村和男君） じゃあ、それで収めていただいて次に行きます。

これ、課が変わるんですね。子育て支援課に変わりますので、健康推進課の皆さん、お疲れでございました。ありがとうございました。

○健康推進課長（安樂鉄平君） ありがとうございました。

○委員長（上村和男君） 45分まで休みます。もう入ってきたら早速始めます。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時43分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部子育て支援課の皆さんおいでいただきましたので、部長のほうから紹介していただくか、自己紹介でも構いませんのでね。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） お疲れさまでございます。職員入れ替わりまして子育て支援課が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋です。よろしくお願いいたしますます。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 同じく子育て支援課母子児童担当係長の森田と申します。よろしくお願いいたしますます。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 子育て支援課子育て支援担当係長の佐藤と申します。よろしくお願いいたしますます。

○健康福祉部長（森 えつ子君） よろしくよろしくお願いいたしますます。

○委員長（上村和男君） それでは、子育て支援課の項目、子どもの発達支援事業、内容、

職員の配置数（過去3年）、このことについて項目について説明をお願いいたします。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子どもの発達支援事業の内容と職員の配置数について御説明をさせていただきます。

資料の70ページを御覧ください。

本事業は、①こども療育相談室での相談、②小児科医への発達相談、③つくしんぼ教室、④子育て応援教室の大きく四つの業務に分かれております。

まず①のこども療育相談室での相談ですが、常駐している3名の専門職が言葉や行動などの発達に不安がある乳幼児及びその保護者などからの相談に応じ、助言、指導などを行いながらも子どもへの対応や支援を一緒に考えるものです。

次に②の小児科医への発達相談ですが、①の相談支援対応や経過観察の結果などを踏まえ、発達専門の小児科医師による診察を行い、その結果説明を行うものです。

次に③のつくしんぼ教室ですが、こども療育相談室相談員及び保育士により小集団での親子遊びを通して、保護者に子どもへの関わり方を助言、また、発達状況についての気づきを促すものです。

次に④の子育て応援教室ですが、②の発達相談を受け療育を勧めた保護者を対象に療育機関の専門スタッフによる講話を行い、参加者の質問などに対応したり参加者同士の交流を図るものとして設けております。教室に参加することで子どもの発達特性やその対応の仕方を学び、保護者が感じている不安や育てづらさの緩和を図り、よりよい親子関係の構築ができるように支援するものです。少人数制で集うことで、悩んでいるのは自分たちだけでないという実感を持つことで孤立感の緩和にもつながっているように思っております。

最後に職員の配置数ですが、基本3名を配置としていますが、令和2年度は任用職員に欠員がございまして2名体制で従事をしておりました。令和元年度は臨床心理士3名、令和2年度は臨床心理士1名と言語聴覚士1名、令和3年度は臨床心理士1名、認定心理士1名、言語聴覚士1名です。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明は終わりました。質疑のある方は手を挙げてお願いします。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これ、事業としてこの対応が勤務時間中に終わらずスタッフの負担が増えているという声も聞くんですけども、その点について今後どのように対応して

いくお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） すみません、勤務時間、もう1回質問を、すみません、お願いできますか。

○委員（段下季一郎君） ケース対応が勤務時間中に終わらなくて、スタッフの業務負担が増しているという指摘もあるんですけども、その点についていかがお考えでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 勤務時間内にできるだけ業務が終わるように、記録まで含めて業務が終わるように、令和3年度にこの相談室の開館時間というのを1時間ほど早く、終わらせるというか、電話を受け付ける時間を早くしております。17時から16時に早くさせていただきました。

なるべくそこで時間内というふうに工夫をしたところですが、電話が4時ぎりぎりにかかってきたりして、その方が非常に悩んで丁重に接しなければいけないというようなときはやっぱりございますので、そういった場合はどうしても5時以降に相談であったり記録であったりそういったものが発生するということはございます。ただ、先ほど申し上げましたようになるべく時間内に終わるように工夫を今しているところです。

以上です。

○委員長（上村和男君） ありませんね。まだ何か言うことがあるの。

○委員（段下季一郎君） 業務負担が増しているの、人員が足りないんじゃないかという趣旨でお尋ねしました。

○委員長（上村和男君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 確かに十分とは言えない状況だとは思っております。先ほどの時間を調整するに当たり、こども療育相談室のほうで受けている相談の内容を見直させていただきまして、福祉サービスに関わる福祉サービス事業者からの相談も非常に多うございましたので、そちらについては、生活福祉課のほうに相談を受けていただくような采配もして相談数全体の見直しを行って少し減らした部分はございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） ちょっと関連ですけども、子どもの療育相談件数は3年度で1,654件ということですけども、複数者もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、実

質人数は何人ぐらいお見えになっているんですか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 令和3年度の実人数は463件となっております。

○副委員長（平嶋正一君） 分かりました。

○委員長（上村和男君） 西村委員で終わりますから。

○委員（西村和子君） 実際に発達障がいをお持ちの保護者の方に聞くと、早い時期に子どもに障がいがあるということが分かって、そしてその対応を早く始めたほうがその後いい影響があるというか効果があると思うと。

それで、その発見というのが早くなければいけないわけですが、今、この範囲の中かどうか分かりませんが、一番早期に発見できる機会としてはどういうものがあるかというのと、別な保護者の方でもうそんなことできないと言われる方が、もう大変なので、対応が大変なのと言われる方があったんですけど、そういうもういっぱいいっぱいになってしまう親御さんへのフォローというか、そういうようなところはどんなふうにされているんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子どもさんの特性が非常に明らかな場合につきましては、早急に療育機関なり医療機関につなぐということをまずさせていただいております。ただ、低年齢のお子さん、3歳未満のお子さんの場合は、まだその辺りが先生も診断がつかなくなったり特性もあまり明らかでなかった場合はうちのほうで継続して、見させていただくというかお母さんたちの気づきを促したり対応の仕方についていろいろ相談をし合ったりして、日常生活の中で様子を見ていくということをさせていただいております。

○委員長（上村和男君） いいですか。

○委員（西村和子君） フォローの分。

○委員長（上村和男君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） すみません。確かに対応の仕方が分からなくて非常に感情的に追い詰められる親御さんいらっしゃいます。そういった電話を受けるのも子ども療育相談室の一つの業務ではありますが、もし外に出ていけるお母さんだったりすれば子育て支援センターであったりそういったところで、連携を組み合わせながら一緒にフォローしていくという形を取らせていただいています。あとは、療育機関につながれば療育機関のほうで見いただいています。

○委員長（上村和男君） いいですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 発達障がいの子どもさんたち、小学校、中学校、義務教育の中でちゃんと送り出さないといけないと思うんですけども、今教室なんかが発達障がいとかいう別のクラスがあるんでしょう、そういう対象とした小クラスやらがね。今、この前何か新聞見ていたら、その一体教育で一緒の中で教育できるようにしなければならないというような何かニュースが、ちょっと詳しくは見てなかったんですけど載ってましたんですけど、そこら辺の考え方がすたいね、クラスを分けていくのか、一緒に、要は30人なら30人がという中で取り組んでいくのか、そこら辺りについての基本的な考え方をお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 教育まであなたがしゃべりますか。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 今、田中委員の御質問は教育部門の話になるので、私のほうからはちょっとお答えができません。申し訳ございません。

○委員長（上村和男君） あした入りますので。

○委員（田中 允君） それはそっちになる。そのとき聞きます。

○委員長（上村和男君） いいですか。じゃあ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） そうしたら、家庭児童相談事業、相談件数、内容、内訳に入ります。

説明を執行部からお願いいたします。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、内容、内訳について御説明をさせていただきます。

資料の71ページを御覧ください。

本事業の概要は、資料の1にあります概要のとおりでございます。主な業務は、1、子どもや家庭などからの子育てなどに関する相談支援、2、関係機関や関係課との連携及び情報収集、3、筑紫野市要保護児童対策地域協議会の事務局でございます。

まず相談内容についてですが、代表的な相談内容は、2に示しておりますが、児童虐待に関する相談、家庭内のいざこざのために不幸になっている子どもの相談、問題のある行動を起こしている子どもについての相談、学校生活、集団生活になじめない子どもの相談、

子どもの生活上の問題で困っていることの相談、それ以外にも子どもに関するいろいろな問題についての相談を受けております。例年と大きく変わらない内容になっております。

次に相談件数ですけれども、資料の72ページを御覧ください。

実件数としては640件、うち新規は249件、継続は391件でした。対応に際して関係各課や関係機関と連携した数は5,108件で、この中には電話や会議などで行った連携が含まれます。

次に相談内容別の件数ですが、多いものから順に表にしております。数が一桁となるものはその他にまとめさせていただきました。例年同様虐待に関することが多く、全体の51%を占めております。そのほかの比率についても、おおよそ令和2年度と同様となっております。児童虐待における種類別の件数についても、下の表のとおりですが、令和2年度に引き続き心理的虐待が最も多く、これは面前DVの影響を受けております。

次に、めくりまして、相談経路別の件数ですが、資料73ページを御覧ください。

これも数の多いもの順で表にしており、数の少ないものについてはその他にまとめさせていただいております。

最後に年齢別の件数ですが、表のとおりで、就学前の割合が全体の約4割、就学後の割合が全体の約5割を占めています。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明はいただきましたので、質疑のある方は。

阿部委員。

○委員（阿部靖男君） この事業は、3年度は3名の職員で対応されたというふうに認識をしているんですけども、この表を見る限り本当に、内容も多岐にわたるし相談件数も非常に多い。職員は大変だったろうというふうに思っているところなんですけど、そういう中で、相談を受けたからといってそれこそ右から左に解決する問題ではない。内容によってはそれこそ長期間かかるものもあると思いますが、例えばこの相談を受けてうまく解決できた件数がどれぐらいあるか。

決して、少ないからどうじゃこうじゃと言うつもりはありませんので。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） すみません、うまくいったというのは非常に曖昧な基準になるので、なかなか答えが難しいところですけども、令和4年3月時点で、令和3年度中に終結になった、対応を一旦終わらせたというケースは185件ありました。なので

その件数が、いわゆるうまくいったという形の件数になるのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 阿部委員。

○委員（阿部靖男君） 72ページの児童虐待種類別案件数、これ警察案件なんですけども、73ページの警察81件というのがありますね、相談経路別件数というところに。73ページの4番、警察81件という、これと関係するんですか。関連していますか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 関連するというのは、先ほどのうまく終わったケースということですか。

○委員（阿部靖男君） いえ、この72ページの虐待の種類があるじゃないですか。これで327件虐待件数があるわけですよ。それとこの警察経路で81件警察のほうにつなげたということと、関連はありますか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 虐待の、今73ページの警察の部分を挙げていただきましたが、警察から連絡があるのは大体が面前DVであったり、72ページの相談内容別でいくと真犯行為とか触法行為とかそういった形で警察からうちに連絡があるという形になっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。ほかありますか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 念のために伺いたいんですけど、今、阿部委員のことで、71ページのところの代表的な相談内容のところですけど、丸ポチ1番目は分かりましたが、それ以下のところですね。学校とか分かりやすいのもあるんだけど、例えば2番目の家庭内のいざこざのために不幸になっている子どもは、これ子ども自身があんまり言えなくて家族なのかなとか思うんですけど、そこら辺はどんなふうに読んだらいいのでしょうか。誰から相談があるかと。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 休憩よろしいですか。

○委員長（上村和男君） はい。じゃあしばらく休憩します。整理してください。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時04分

○委員長（上村和男君） 今から再開しますので、まだ質疑のある方は挙手をしてお願いします。（「委員長、西村委員の質問の取消しをお願いします」と呼ぶ者あり）

西村委員が質問した項目については、取消しをしてくださいと本人から申出があっておりますので、その部分については取消しをしておきます。先ほど休憩にして皆さんで協議をしたのとはまた別項目です。

それでは再開していきますので、田中委員の質疑がありますので、田中委員、お願いします。

○委員（田中 允君） この児童虐待の中で、現実的にもう親子引き離さなければならない、それはほかの家族が引き取ったか、また、養護施設入れたとか、そういうケースはありますか。それだけです。

○委員長（上村和男君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 昨年度一時保護をした数は27件、施設の入所者については8件でございました。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、次の項目に行きます。

乳児家庭育児支援事業、内容と効果について説明を願います。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、内容と効果について御説明をさせていただきます。

資料の75ページ御覧ください。

本事業は、①妊産婦・新生児・乳児電話連絡相談、②乳児家庭全戸訪問、③養育支援訪問の大きく三つの内容に分かれております。

まず①の妊産婦・新生児・乳児電話連絡相談についてですが、出生届に基づきおよそ産後2か月をめどに助産師などの専門職が電話連絡を行い、乳児の発育状況や産婦の心身の健康状態の聞き取りをしながら相談や助言を行うものです。令和3年度の実績については表のとおりとなっております。

次に②の乳児家庭全戸訪問ですが、①の電話相談を基に生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭に訪問し、産婦と乳児双方の健康状態の把握及び健康指導や相談対応を実施するものです。訪問する専門職は、課内に常駐している専門職のほか、時間で任用している助産師、保健師、看護師7名前後と一緒にっております。令和3年度の実績は表のとおりでございます。

次に③の養育支援訪問ですが、継続的な支援が必要と判断した家庭などを対象にホームヘルパーの派遣を行い、家事や養育の支援をしております。派遣については、社会福祉法人グリーンコープ子育てサポートセンターほっぺに委託をしており、令和3年度の実績は表のとおりでございます。

続いて、76ページを御覧ください。

本事業の効果についてですが、生後4か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭に訪問することで、その親子や家庭の状況に合わせた情報提供や助言を実地で指導することで、育児不安や張り詰めた気持ち、孤立感の軽減につながっていると感じております。

その上で特に支援が必要と感じたケースについては、子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室などと同伴訪問あるいは医療機関などとの情報連携を行いながら、支援方針を検討していることができていると感じております。対象が抱える課題に応じて、赤ちゃんホームヘルパー派遣事業や要保護児童世帯支援計画に基づく養育支援訪問につなぐことで、継続的な支援を提供することができ、産後鬱や児童虐待の予防に寄与することができていると感じております。

また、長期里帰りの場合は他市町村と連携を取り里帰り先での訪問を依頼し、家庭訪問ができなかった対象には、来庁による面談のほか、医療機関での乳児健診や予防接種状況などを把握するなどして全ての乳児の把握に努めております。さらに訪問後はケースカンファレンスなどを定期的を開催し、より適切な支援ができるように努めております。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） 報告終わりました。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この養育支援訪問の事業について、決算認定資料108ページに実績と延べ人数とか申請と利用者数というのがあるんですけど、令和3年の家事支援事業については申請が88人で利用が24人となっているんですけども、全戸訪問のほうを見ると大体800人から900人ぐらいは乳児の数がいると思うんですけども、エジンバラ産後鬱の質

問票のスクリーニング検査とかで産後鬱の傾向にある方とかがやっぱりこういう支援が必要となってくるのではないかなと思うんですが、九百何十人に対して利用が24人と少ないこととか、あとは養育の支援事業のほうの実績がほぼゼロであるということを見たときに、これ適切な支援が届いているのか、人員が十分なのかということがちょっと疑問に思うんですね。なので、その点についてどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、1問目の申請数の少なさ、それから利用人数の少なさなんですけれども、確かに数%の、妊婦さん、それから新生児の数からすれば大変少ないものなんですけれども、まず申請数と利用者数の違いについては、申請をしてから実際に利用するまでどうしても事務手続きがかかるものですから、妊娠中、母子健康手帳の交付のときにまず御説明をして、その時点で支援者が少ない、もしくは産後の育児に不安を抱えられている方についてはお勧めをしております。その上で、お守り代わりにもう既に申請されておきませんかということで御案内をしています。

その後実際の利用につながるかどうかなんですが、実際産んでみたら意外に御家族の中で支援があったとか、遠方に住んでいるお子さんから見たらおじいちゃんおばあちゃんなどが支援してくれたなどで、実際の利用については24名にとどまっているというところがあります。意外に、心配しているほど支援不足がなく、何とかかんとかやっつけているんだなというふうに感じている一面もございます。

次に養育支援のほうなんですが、こちらについては、非常に経済的にも困難な方で引き続き支援が必要な方について直接御案内をしています。要保護児童であったり、要保護児童まで行かなくても困難な方について御案内しているんですけれども、なかなかそういう方は他の方を受け入れないというところで申請につながらないで、ヘルパーを入れるよりは実際に一時保護につながったりそれ以外のサービスにつながったりというところにしておりまして、今ゼロ件というところになっております。これについては、いざというときの行政側のお守り代わりでやはり支援としては必要ですが、実際に利用される方がなかなかいないというところが現状でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 説明があったような、よく理解ができなかつたのでお尋ねしたいんですけど、全戸訪問のところは100%には至ってないんですけど、例えば3、4か月の健診に来ているとかチェックなさっているんじゃないかと思うんですけど、全員に顔合わせて生育状況を確認はできているんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） その年の対象になった方の97.8%、約98%には、訪問ができております。残りの数%なんですけれども、件数にしたら11件なんですけど、どうしても訪問を拒否されるという方には、来館、もうちょっと育ったときに手続等でこの市役所のほうに来てもらって、そこでいろいろお話をさせていただいているところです。なので、どこかで必ず確認をさせていただいているということです。

○委員（西村和子君） 分かりました。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） とても相談事業がいっぱいあるところで、重要なポイントですから、頑張ってくださいね。受けて立つところがあるということが市民からすると大切ですから、ないと困るんでね。あんまり多いと、事案が多いと大変でしょうけども、市民からするとあってくれてよかったなというところになっていると思いますので、本当に大変だと思いますが奮闘してください。

次に、これは子育て世代包括支援センター運営事業、内容と成果、過去2年の相談件数及び助産師・保健師の配置状況について説明を願います。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て世代包括支援センター運営事業の内容と成果、過去2年の相談件数及び助産師・保健師の配置状況について御説明をさせていただきます。

資料の77ページを御覧ください。

本事業は、妊娠期から子育て期までの幅広い相談に対し、保健、医療、福祉に関する庁内外の関係機関などと連携し包括的な支援を行うものです。主な業務は、1、妊産婦及び乳幼児の実情の把握、2、妊娠、出産、育児に関する各種の相談対応、3、支援プランの作成、4、健康診査その他母子保健事業に関する事業、5、地域の保健、医療、福祉に関する関係機関との連携調整となっております。

相談件数及びその配置状況については、表のとおりとなっておりますので御参照くださ

い。

次に、78ページを御覧ください。

事業の効果ですが、子育て支援課内に配置されることで母子保健施策と子育て支援施策とを一体的に提供するための連絡体制が整備され、包括的な支援を提供できるようになったというふうに感じております。

産後からの関わりではなく、母子健康手帳を交付した全ての妊婦に関わり、交付時に面談しながら取得するアンケートによって産前産後のリスクをスクリーニングすることができ、リスクの高いケースに早期から関わるできるようになりました。

また、把握したハイリスクケースには、対応担当職員を決め、支援プランに基づく継続的な支援を行うとともに、定期的に行う支援プラン会議や要保護児童対策地域協議会の実務者会議で検証し合い、ライフステージや課題に応じて、関係機関や関係部署と連携した健康管理や虐待防止につながるよう努めております。

経験不足や自分の思うようにいかない不安、いらいらを抱えている保護者は多く、傾聴や共感により頑張っていることをねぎらったり、間違っていないことを伝えるだけで安心して、また頑張ろうとなられる保護者も多いように感じております。子育て支援拠点や地域の子育てボランティアさんらとの連携により、保護者同士も含め地域でのつながりを広げていくなど多くの仲間につなげ、支え合いを増やしていくことの大切さを感じているところです。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（上村和男君） 説明をしていただきましたので、質疑ある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料ありがとうございます。

令和2年度と比べて相談件数や訪問全てかなり増えているので、3名体制で大丈夫なのかなというところが1点と、あと、ハイリスクケースとかが増えて、実務者会議は大体要保護児童対策地域協議会は年5回ぐらい行うようになっているのかなというふうに記憶しているんですけど、例えば個別ケースは必要に応じてというふうに聞いておりますが、令和3年は何回ぐらい行われたのかというのが1点。

もう一つは、開設2年目を迎えて、非常にコロナ禍の中で様々な御苦勞されながら相談と訪問行っていただいていると思いますが、例えば、産後ケアがまだうちの場合まだできてないんですが、お母さんたちの中で休息が必要であるとか乳房のケアが必要であるとか

そういうケースが出た場合、今そういう状態の人にどのようなつなぎとか支援を行っているのかをちょっとお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、職員体制なんですけれども、2の相談件数が非常に多くなってはございますが、この事業は令和2年度がスタートでしたので、令和2年度についてはどうしても数が少なく、令和3年度が多く見えるような状態です。どうしても長く支援をしますので令和3年度は令和2年度から引き続けている方がいらっしゃいますので、今のところは殊さら不足のほうは感じておりません。

次に、ケース会議と、ちょっと実務者会議の話が出てきたんですけれども——個別ケースで。個別ケースは、すみません、包括支援センターだけではなく家庭児童相談室のほうと合わせて55回になっております。それ以外に、令和3年度から、子育て支援担当と母子保健児童担当のほうで双方を結びつけるための会議を月に1回必ず行っているところです。

最後に、産後ケアに絡めて休息が必要な方、それから乳房ケアが必要な方をどうつないでいるかというところなんですけど、休息が必要な方については今のところはやはり、御家族であったり、それから一時保育、例えば上のお子さんが非常に赤ちゃん返りをして大変になっているというようなときは上のお子さんを一時保育に預ける、もしくは、下の子がある程度の年齢になったら下の子を預けて上の子と一緒に過ごす時間を持つ、もしくは御家族の下に一時里帰りをしていただくというような形を取っております。

それと、乳房のケアに関しては、今民間の助産院がありますので、そちらを御紹介させていただいているところです。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 健康福祉部の子育て支援課が終わりましたので、入替えでございますが、しばらく、35分まで休憩いたします。その間に、課の入替えをお願いいたします。

子育て支援課の皆さん、お疲れでございました。どうも。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時35分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これからは、健康福祉部保育児童課の項目に移ります。

保育児童課から新しく説明のためにおいでですから、森部長から紹介してください。

森部長。

○健康福祉部長（森 えつ子君） 職員が入れ替わりまして、保育児童課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育児童課の課長をしております嘉村と申します。よろしくお願いたします。

○保育児童担当係長（末吉裕美子君） 同じく保育児童課係長の末吉です。よろしくお願いたします。

○委員長（上村和男君） それでは、保育児童課の最初の項目、各保育所ごとの定員、措置数、職員配置数及び児童の年齢別職員配置の区別、延長保育実績、事業費、会計年度任用職員を含む人件費について説明を願います。

課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） それでは、決算審査資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、各保育所ごとの定員、措置数、職員配置数及び幼児の年齢別職員配置の区別につきましては、決算審査資料の80ページをお開きください。

筑紫野市内の各認可保育所の定員、令和4年3月1日の入所児童数及び年齢別クラス担任を含めた職員配置数を保育所月報により集計をしております。

まず定員のところですがけれども、公立保育所の定員の合計は480人、私立保育所の定員の合計は1,630人で、合わせまして2,110人が定員でございます。

令和4年3月1日の入所児童数は、隣の列になりますけれども、公立保育所の合計が463人、私立保育所の合計が1,799人で、合計しまして2,262人となっております。

入所児童数が定員よりも少ない理由としましては、3、4、5歳児の入所の希望者がなく、定員まで受入れができなかったことが主な理由でございます。

職員数は、一番右のところに行きますけれども、職員数は公立保育所の正規職員が49人、臨時的な職員が93人、私立保育所は、正規の職員が229人、臨時職員が158人です。公私立の合計では、正規の職員が278人、臨時の職員が251人で、合わせて全体で529人の職員と

なっております。保育士の人数については、短時間勤務者を含む実の人員で集計をしております。

続きまして、審査資料の79ページをお開きください。

こちらにつきましては、延長保育実績、事業費、会計年度任用職員を含む人件費について記載しております。各保育所の延べ利用児童数、事業費、人件費を取りまとめております。

延長保育事業は、保護者の就業時間、通勤時間等のやむを得ない事情により、保育所の通常の保育時間を超えて保育する事業でございます。全認可保育所13園が実施しております。実施時間帯は18時から19時となっております。保育料は月額3,000円でございます。

事業費、人件費については、公立保育所は決算額により集計しております。私立保育所は子ども・子育て支援交付金の実績報告から集計しております。

延長保育事業の人件費、延長保育事業費は、人件費、需用費などが含まれております。

保育所全体で延長保育を利用した延べ児童数は4万980人、総事業費は2,822万9,266円、そのうち人件費が1,984万6,062円となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある議員の皆さんは、挙手をお願いします。

前田議員。

○委員（前田倫宏君） 資料の80ページになります。こちらの定員なんですけれども、令和4年度において、いきいき保育園等の整備により、今は変動し得るかと思っておりますけれども、それに伴ってじゃないですけど、令和4年になって、筑紫野市の人口も10万6,000人を超えておまして、人口動態というのも考慮していきながら、その整備量というのも、当然ながら拡充していかないとならないというふうに考えているんですけれども、そういった人口に、次の令和5年度は対応できるのか。その点をお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） いいですか。課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 定員についてでございますけれども、これが令和3年度ということで、令和4年度は、いきいき保育園の開設、それから原田保育園が30人増員ということで、定員の増員をしております。

続きまして、令和5年度につきましては、現在取り組んでおりますけれども、小規模保育事業所を2園開設したいと考えておまして、低年齢、ゼロ歳から2歳までのところで

38人増員をしたいと考えております。人口が増加しているということと別に、保育所を申し込む方がどのくらい増えるかというのは、なかなか毎年変わるもので、予測が非常に難しいものではあるんですけども、4月の待機児童数に対応できるように、来年度、小規模保育事業所を支援する予定にしておりますので、これで対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 前田委員、もう1回ぐらい聞くやろう。前田委員。

○委員（前田倫宏君） さきの報道でもなされていましたが、令和4年度において待機児童が31人になっていまして、ワースト2位になっておりましたけれども、31人に対しては、ゼロ歳児から2歳児ですので、今後整備される小規模保育で対応できていると思うんですけども、その一方で、都市開発等に伴って、やはり人口が増えていっているというのが実情でございます。その中で、確かに申込者数というのは、なかなか把握はしづらい部分もあるかと思うんですけども、転居されて来られた方とか意向調査等を実施するとか、そういった工夫も必要ではないかなと思っております。

その中で、結局じゃあ、令和4年度で31人が待機児童になっておりますけれども、それが増えていくということは当然ながらあってはならないと思っているんですけども、その点について対策とか、そういったのを工夫する必要があると思っているんですけども、その点、最後、再度お尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 令和5年度の対策ということでお尋ねだというふうに理解しておりますけど、よろしいでしょうか。

令和5年度につきましては、また人口等、今後の推移を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） ちょっと向こうが先に目に入ったんで。

西村委員。

○委員（西村和子君） ここ数年、多数の待機児童があったので、その間、とても何か質問できる状況じゃないなと思っていたんですけど、一定、待機児童が減ってきて、そして、昨年度の出生率もコロナ禍でかなり減ったと。出生する児童数が今後どうなるかというのは微妙なところかと思うんですけども、一定、待機児童が減ってくると、保育の内容というのが非常に問われるんだと思うんですね。本当はこの定員に対して入所者数が多いところは、本当は子どもにとってはいい環境ではないと思うんですね。そこら辺のところ

を今後どのように考えていかれるのか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩しましょうか。相談して、もう一発で終わってください、これは。

休憩 午後 3 時46分

再開 午後 3 時49分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まずは待機児童についての対策でございますけれども、これまで保育士を雇用することであるとか、定員の枠を広げることであるとか、毎年少しずつ頑張ってきております。まずは待機児童の解消に努めたいというふうに考えておりました、保育の質の向上についても、これはずっと保育園のほう、皆さん努力を重ねているところでございますので、これまでもこの後も、質の向上についても努力をしまいにります。

○委員長（上村和男君） じゃあ、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次の項目に移りますので。

各保育所別の保育所運営費保護者負担金滞納件数と金額、収納対策、過去4年間の収入未済額の合計、この項目について説明をお願いいたします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 決算審査資料は81ページでございます。

各保育所別の保育所運営費保護者負担金滞納件数と金額、収納対策、過去4年間の収入未済額の合計についてでございますけれども、表の上のほうから、令和3年度の収入未済額は5,481万3,143円でございます。内訳としましては、令和3年度分が235万5,780円、過年度分につきまして5,245万7,363円となっております。

表には各保育所ごとの収入未済額及び件数を示しております。

対策といたしましては、毎月の督促状の送付、それから在園児の入所関係書類の提出時に7月と12月に市役所に出向いていただいて、納付指導を行っております。また、収納課と合同で電話催告などを行っております、収納課と合同で行うことにより、収納課の徴

収ノウハウを共有することができております。過去4年間の収入未済額は記載しておりますのでございます。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 令和3年度は235万5,780円と、過去の年度を足すと5,481万3,143円となっています。件数が263件ということなんですけど、しっかり対応はされてあるんですけど、この263名の方というのは、ちゃんとお一人お一人、ちょっと言葉は汚いんですけど、踏み倒しじゃないんですけど、もう電話に全く出ない、こっちの対応に全く無視するという状況なのか、ちゃんと一人一人がしっかり相談に乗ってあるのかというのを確認したいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まだ滞納されている方につきましては、保育児童課及び収納課にも協力をいただいております、それぞれにアプローチを取っているところでございます。なかなか接触のできない方もあったとは思いますが、できる限り、両課で取組を行っておりますので、今後もしっかりと取り組んで収納につなげたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 収納課との合同電話催告というのが、これは最近ですかね。最近というか、ここ一、二年ですかね。前からですか。成果というか、一緒にやり出して、何というか、どのように変化してきたのかとか、あるいは、いわゆる現場だけで催告していたときと、どのように負担が減ってきたのかと、御紹介できる場所があれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 収納課との合同での取組はかなり前から行っておりまして、やはり保育児童課だけでは、ノウハウといいますか、お話の仕方とかも大分うまく伝えられないところも、しっかり収納課のほうとお話をして、こういうふうに伝えるんだというところで伝えたりとかができていますので、毎年かなり収納はできているというふうに、私たちは感じております。

○委員長（上村和男君） 田中委員。ちょうど陰になるんです。

○委員（田中 允君） ちょっと陰になるけん。さっき挙げとったけど。

例えば今、収入未済がありますけど、不納欠損で一番直近はどのぐらいの金額、欠損を落とされましたかね。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育料につきましては、過去の分についても最大限納付していただけるように取組を行っております、直近での不納欠損額というのは出ておりません。出しておりません。

○委員長（上村和男君） 田中委員、関連ですね。

○委員（田中 允君） ということは、不納欠損では処理してないということで、最終的には全部納めてもらっていますよということで理解しとっていいんですかね。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 収納していただけるよう、最大限努力をしていきたいというふうに考えております。

○委員（田中 允君） 関連で。

○委員長（上村和男君） 関連。ちょっと待ってね、西村さんね。

田中委員。

○委員（田中 允君） だから僕が聞いているのは、じゃあもう、努力するのは別よ、結果として欠損しなければならない分があるのかなのか。もう全然、それは最終的にずっと追いかけますよと、追跡していきますよということなのか、そこをはっきりしてもらいたいということです。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

隠す必要もないし、事実を言えばいいですよ。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 令和3年度については、不納欠損額というのはございませんでした。

○委員長（上村和男君） 不納欠損処理したものはないんですね、3年度はね。

○保育児童課長（嘉村千穂君） はい。

○委員長（上村和男君） 前はあったかもしれんし、今後あるかもしれないけど、この決算のこのあれはないと。

○保育児童課長（嘉村千穂君） はい。

○委員長（上村和男君） それは事実ですから、いいです。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 保育料を3歳から5歳が無償化とか、それから住民税非課税世帯がゼロ歳から2歳が無料化という形の制度の変更になってきましたけど、この5,245万7,000円の中には、制度変更がある前のやつが入っているのか、入っていないのか。もし入ったとら、今は保育料無料になつとるんで、何で私たちのときには金を払わないのかというような不満が出てくるだろうと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 保育料につきましては、令和元年度から無償化ということが始まりまして、3歳以上と、ゼロから2歳児の非課税世帯ということになっております。これまでも、例えば多子世帯であったりとか、それから保護世帯であるとか、非課税世帯である場合には保育料も軽減されておりましたので、今現在、特に無償化になっていなかったからというお声は聞いておりません。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そのような状況の中、さっきもちょっと言われていたんですけど、就職できない方がいらっしゃるというのは分かるんですけど、あと、体調が悪くてとか、下のお子さんがいるからとかいう理由で預けられる方もあると思うんですけど、主にどういう理由で、お支払いができない要因はどういうものなのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まず、保育所に入所される方というのは、基本的にはお仕事をされている方が入所してございます。確かに病気である方もありますけれども、収入が低ければ、保育料のほうもかからない場合もございます。納付ができなかった理由としては、やはり一度退職をされて家計が急変された、一時的に収入が少なくなっていたとか、そういったところが納付ができない理由にはなっているかなと思っています。

○委員長（上村和男君） いいですか。平嶋副委員長。

○副委員長（平嶋正一君） 収納対策で、収納課への事務委任というのが書いてありますが、具体的にはどんなことですか、これは。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 具体的には、保育料を納められていない世帯を収納課のほうに、この世帯については幾ら納まっていないということをお伝えしまして、収納課の職員が対応に当たっていただいている件数がございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 以前お尋ねしたときに、市内、市外の数を教えていただいたんですけども、市外の方が結構多かったんですね。その場合、電話とかが本当に通じるのかなという、ちょっと疑問にも思ったりしてきているんですけども、市外の対象者に対する勧告といたしますか、実施状態というのは、ちゃんと過年度分を合わせて263件、対応できているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） そうですね、市外の方についても、電話であったり、収納課に、先ほど言いましたように対応していただいたりというところで、しっかりと取組をしておるところでございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃあ、次に移ります。

母子家庭等自立支援事業、給付件数、成果の項目について説明をお願いします。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 決算審査資料は82ページでございます。

母子家庭自立支援事業、給付件数、成果についてでございます。

事業ごとにまとめておりますので、事業ごとに御説明します。

自立支援教育訓練給付金につきましては、ひとり親家庭の母または父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成するものです。令和3年度につきましては、看護師、准看護師の教育訓練講座を受講した3名の方に支給を行っております。81万2,413円でございます。

次に、高等職業訓練促進給付金につきましては、ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関に修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間に毎月訓練促進費を支給する制度でございます。令和3年度は、看護師、准看護師、社会福祉士、作業療法士を目指しまして養成機関で修業する12人に対して支給を行っております。1,632万6,000円でございます。

3番目に、高等職業訓練修了支援給付金でございます。修業期間の修了後に支給する制度でございます。こちらにつきましては、看護師、准看護師、社会福祉士の養成機関で修業を修了した4人に対して、17万5,000円を支給しておるものでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） とてもいい事業だといつも思っているんですが、この事業で今回19人の方が、それぞれ支給、支援を受けているんですが、その成果として、給付人数に対する就業者数をお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まず12人の中で、まだ継続して今年度も修業されている方がいらっしゃいますので、12人のうち、令和3年度末に卒業された方というのが4人おられました。その中で、お二人の方は、卒業した職種に就職をされました。あとお二人の方は、現在も求職活動を続けておられまして、仕事に就くための求職活動を継続されている状況でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次の項目に移ります。

市内届出保育所ごとの入所者数、保育士の数（資格の有無）、各保育所ごとの保育料の内訳、市の補助額と内容の項目について説明を願います。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 決算審査資料の83ページでございます。

県からの届出保育施設の運営状況報告書写しをいただいておりますので、それを基に、16届出保育施設の保育料、入所児童数、保育士数、市の補助額——この補助をしておりま

すのは届出保育施設の健康診断費助成金となっております——の項目を集計しております。

各施設の保育料は、同一料金のところと年齢別に設定してあるところがございます。
入所者数の合計は384人、保育従事者数は108人、市の補助額については40万1,612円となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先日もお伝えしたんですけれども、この入所児童数の中には待機児童数もおられるかと思えます。それぞれの内訳を教えてください。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 届出保育施設に入所しておられて待機児童となってある人数ということでお答えをしてよろしいでしょうか。こちらについては、待機児童になられた方が届出保育施設に行かれているかということの正確な数字は把握しておらないんですけれども、申込み時点での状況確認の中から判明したのは、令和3年4月1日の待機児童137人の中で10人おられました。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） その10名の方はもちろん認可保育所を希望していて、それがかなわず、届出保育施設に行くようになったという経緯があるかと思うんですけれども、この10人の方の手だては何かなかったのかということをお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後4時09分

再開 午後4時10分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） 届出保育施設に入所される方につきましては、保育が必要な3歳以上の方であるとか、ゼロから2歳までの保育が必要な方で非課税世帯の方につきましては無償化の対象となっております。

ただ、ゼロから2歳の中で、やはり無償化の対象にならない方もおられるんですけれども、そういったところには、現在のところ、手だてと申しますか、助成金というのは支払っていない状況、助成などはしていない状況でございます。

○委員長（上村和男君） 関連ですね。前田委員。

○委員（前田倫宏君） やはり市民が望む行政サービスが受けられないという方に対して、支援というのを今後考えていくべきだと思っておりますので、その点、その市民サービスが受けられない方が今回、令和3年度でいくと10人の方、それが3歳から5歳は無償化の対象ですので、この10人の方が、ゼロ歳から2歳だったとしたら保育料等に影響が出ているかもしれないんで、そこはやっぱり今後、市として考えていくべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） ただいまのお話ですけれども、今後、御意見として賜らせていただきます。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今回の答弁は、認可外の保育所も市が負担をしていくという発言になろうかと思うんですけど、そういう方向ですか。認可外保育は大体県が主体になってしとると思うんですけど、それが、市の負担が通常の市立の保育園並みの補助をするということですか。

○委員長（上村和男君） ちょっと整理をしましょうかね。そうしないと、嘉村課長の気持ちは分かりましたが、そう簡単ではないことを言っているの。ただ、一生懸命やりますとすうただけだから、中身がどうなのかちゅうのは、前田さんが言っている、金を補助するということの結論ではなかったように思います。

休憩しますので、ちょっと整理をしませんかと。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時21分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君） まず、先ほどの前田委員、横尾委員さんの御質問についてですけれども、まず、前田委員がおっしゃった御質問については、認可保育所に入れなかった方で、届出保育所にやむを得ず入った方の保育料の差額を助成してはどうかという御意見だったかと思います。これについては、まずは待機児童ゼロを目指すというところで、待機児童対策を取るということで、御意見としては、貴重な御意見ということで承りたいと思います。

横尾委員さんの御意見につきましては、先ほどの前田委員さんの内容について、認可保育所と同じような運営費などを支払うといった意味でお答えしたのかということだったかと思いますが、それは、運営費を支払うといった意味ではございませんでしたので、付け加えさせていただきます。

以上です。

○委員長（上村和男君）　じゃあ、終わりたいと思うんですが、西村委員が、念のために何か言いたいんですか。

○委員（西村和子君）　すみません、この基礎データのことなんですけど、下から7番目の、原田のぞみ園は、休止されたときに聞いたら、何か美しが丘南のほうと統合したというふうに聞いたような気がするんですけど、どこなんですか。

○委員長（上村和男君）　課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君）　まず、保育所原田のぞみ園につきましては、同じ事業主様が企業主導型保育事業所ということで、美しが丘のぞみ園を設立されておられます。両方を運営される予定でございましたけれども、やはり原田のぞみ園のほうの希望児童が少なかったというところで、一旦休止をするというふうにお聞きをしております。

○委員長（上村和男君）　波多江委員。

○委員（波多江祐介君）　ちょっと項目ではないんですけど、今回の議会で保育児童課が最後なので。

令和3年度の決算ということで、保育児童運営に関して、安全な運営、安全安心に子どもたちが通えるような運営に、令和3年度の1年間、実行されたのかをお尋ねしたいと思います。というのは、本当直近に子どもさんが送迎バスで亡くなられてまして、今、全国一斉調査があつているところだと思います。ある方は、自家用車のクラクションのラップのマークを子どもに教えていました。何かあつたときに押しなさいというふうに。なので結論、言いたいことは、市内の保育園、幼稚園にしても、忘れた頃に、例えば、数年前議会でも保育園の出入口の施錠の徹底とか、いろんな話がここで出て、カメラをつけたり、中でしか開錠できませんという話があつたんですけど、今ではもう自由に入れる幼稚園もあるんですね。なので、そういったことを考えると、保育運営されているところもわかりですけど、そこを見られる行政においても、やっぱり定期的に忘れてはいけない事故・事件のために、現場に対して、そういった感覚を常に持ち続ける必要があるのかなと思いますけれども、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（上村和男君）　課長。

○保育児童課長（嘉村千穂君）　昨年度、福岡県内においても大変痛ましい事故が起こりまして、それ以前からも安全対策については、保育所、それから福岡県、それから私たちも一緒に安全対策に取り組んでおりますけども、去年度からまたさらに、安全に運営できるようにということで、いろんな角度で対応を取っているところでございます。

特に、監査を福岡県と合同で行っておりますので、そういったときに現場を見て、今、コロナの状況でなかなか現場のほうに度々行くことができませんので、そういったときにしっかりと確認していく。また直近でも、他県ですけれども事故が起こっておりますので、また再度さらに、福岡県からも確認のアンケートなども送ってきておりますので、しっかり今からまた取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員長（上村和男君） そしたら、保育児童課はこれで終わりですから、お疲れでございました。

この時間になりましたので、各課集中審査の残りの分を、これで行くと随分長くなりますから、どうでしょうか、しばらく休憩して、私たちで、どうしようかという協議をさせてもらってきますので、40分まで休憩します。それから、皆さんに延長するかどうかを相談いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後4時27分

再開 午後4時37分
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、皆さん、休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお諮りをいたします。

本日の予定は、これから健康福祉部の生活福祉課、保護課、高齢者支援課の項目について各課集中審査を行う予定の案を皆さんに提示していたと思いますが、御覧のとおり、もう時間になりましたので、延長するかこれで終わるかというふうに、副委員長や事務局とも相談しまして、あしたの日程が少し今日よりも緩やかですから、あしたの冒頭に繰り越してやらせていただければということで、執行部とも相談をして、あしたにしたいと思っておりますので。今日はこれにて散会というふうにさせていただきたいんですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 異議なしということでございますので、本日はこれにて散会をし、明日9時から、また健康福祉部のところをやりたいと思います。

じゃあ、よろしく願いいたします。お疲れでございました。

————— . ————— . —————
散会 午後4時39分